

様式第4号(第5条関係)

政務活動費収支報告書

令和 8年 4月 7日

みどり市議会議長
杉山 英行 様

みどり市議会議員 松井 篤

令和7年度政務活動費収支報告書について

みどり市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和 7 年度政務活動費収支報告書

みどり市議会議員 松井 篤

- 1 収 入
政務活動費 240,000 円
- 2 支 出 253,014 円

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費	176,740 円	令和 7 年 10 月 27 日～29 日 岩手県紫波町、宮城県仙台市視察 102,114 円 令和 7 年 12 月 25 日～27 日 愛知県高松市、半田市他視察 74,626 円
研修費		
広報費		
広聴費	29,474 円	燃料費 98,249×30％＝29,474 円
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	46,800 円	新聞購読料（上毛新聞）

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

- 3 残 額 0 円

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目一つにチェックを入れる	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費																
備 考 (按分率等)	令和7年10月27日(月)～29日(水) 岩手県紫波町、宮城県仙台市視察 <table><tbody><tr><td>1. 運賃及び宿泊費セット料金</td><td>65,228 円</td></tr><tr><td>2. レンタカー燃料代</td><td>2,495 円 (2 台分) ÷ 9 人 = 277 円</td></tr><tr><td>3. 視察先高速代</td><td>1,840 円 (2 台分) ÷ 9 人 = 204 円</td></tr><tr><td>4. オガール視察料</td><td>54,000 円 ÷ 9 人 = 6,000 円</td></tr><tr><td>5. セミナー受講料</td><td>270,000 円 (2 日間) ÷ 9 人 = 30,000 円</td></tr><tr><td>6. 受講料送金手数料</td><td>1,430 円 ÷ 9 人 = 159 円</td></tr><tr><td>7. 視察先手土産代 (送料含む)</td><td>2,220 円 ÷ 9 人 = 246 円</td></tr><tr><td>合計</td><td>102,114 円</td></tr></tbody></table>	1. 運賃及び宿泊費セット料金	65,228 円	2. レンタカー燃料代	2,495 円 (2 台分) ÷ 9 人 = 277 円	3. 視察先高速代	1,840 円 (2 台分) ÷ 9 人 = 204 円	4. オガール視察料	54,000 円 ÷ 9 人 = 6,000 円	5. セミナー受講料	270,000 円 (2 日間) ÷ 9 人 = 30,000 円	6. 受講料送金手数料	1,430 円 ÷ 9 人 = 159 円	7. 視察先手土産代 (送料含む)	2,220 円 ÷ 9 人 = 246 円	合計	102,114 円
1. 運賃及び宿泊費セット料金	65,228 円																
2. レンタカー燃料代	2,495 円 (2 台分) ÷ 9 人 = 277 円																
3. 視察先高速代	1,840 円 (2 台分) ÷ 9 人 = 204 円																
4. オガール視察料	54,000 円 ÷ 9 人 = 6,000 円																
5. セミナー受講料	270,000 円 (2 日間) ÷ 9 人 = 30,000 円																
6. 受講料送金手数料	1,430 円 ÷ 9 人 = 159 円																
7. 視察先手土産代 (送料含む)	2,220 円 ÷ 9 人 = 246 円																
合計	102,114 円																
※ 領収書は別紙のとおり																	

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙(白紙等)使用可。

領収証

(株) ワールドツーリスト

適格請求書発行事業者登録番号 T9070001017144

領収証管理番号

発行日

2025年09月04日

松井 篤 様

このたびは、当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額、正に領収いたしました。

¥49,678*

出張にかかわるご旅行代金として

ご入金内訳

取引日	種別	相殺領収書管理番号	金額
2025/09/04	現金		49,678
	入金計		49,678

発行店舗

桐生店

〒376-0011

群馬県桐生市相生町1-124-1マーケットシティ桐生

TEL : 0277-55-5381

取扱担当者

※取扱担当者印の押印がないものは無効です。

領収証

(株) ワールドツーリスト

適格請求書発行事業者登録番号 T9070001017144

領収証管理番号

発行日

2025年10月05日

松井 篤 様

このたびは、当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額、正に領収いたしました。

¥15,550*

ご旅行代金として

ご入金内訳

取引日	種別	相殺領収書管理番号	金額
2025/10/05	現金		15,550
	入金計		15,550

発行店舗

桐生店

〒376-0011

群馬県桐生市相生町1-124-1マーケットシティ桐生

TEL : 0277-55-5381

取扱担当者

※取扱担当者印の押印がないものは無効です。



貸渡料金精算明細書

(兼、ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

貸渡人 株式会社トヨタレンタリース

盛岡駅南口店
盛岡市盛岡駅前通3-40

借主 名称 柴崎訓佳 様
住所

発行年月日: 令和 7年10月27日
貸渡No: 7735173

電話番号 019-622-0100

RA610R

(税込)

項目	予定料金	精算料金
基本料金	13,090	13,090
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小計	13,090	13,090
免責補償料	1,100	1,100
特別装備料	0	0
添付品料金	550	550
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		1,096
引取配車料	0	0
ご利用額	14,740	15,836
リース無償代車		0
NOC		0
免責実費料		0
お支払額	14,740	15,836

<お貸しする車両>

貸渡車両 7HEV(-2112) 燃料 ガソリン
登録No 岩手 501わ2999

料金クラス W2-K 車両クラス W2-K

<ご利用内容>

	予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
着	10月27日18時00分	10月27日17時57分	135,246
発	10月27日11時00分	10月27日11時00分	135,163
利用分	0日 7時間00分	0日 6時間57分	83

料金種別 その他 料金割引率 0%

添付品 安心Wプラン 1

乗車人数 0名

返却営業店舗 盛岡駅南口店 019-622-0100 返却府県 県内

運転者氏名 柴崎 訓佳 様

予約金	0	0
船乗車券	14,740	14,740
当日預り金	0	0
預り金合計	14,740	14,740
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	0	1,096

株式会社 トヨタレンタリース岩手
登録番号: T3400001001169

今回ご利用額 1,096円
10%対象 1,096円 内消費税 99円

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111

<http://rent.toyota.co.jp>

現金	1,096
この請求金内額	

領収書

領収書No 0056247

令和 7年10月27日

柴崎訓佳 様

Receipt

領収金額 1,096 円

(税抜金額 997 円)

現金・小切手 1,096 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、振替印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 盛岡駅南口店
住所 盛岡市盛岡駅前通3-40
電話番号 019-622-0100

株式会社トヨタレンタリース岩手

本社 岩手県盛岡市

収入印紙

振替印

貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

株式会社トヨタレンタリース

盛岡駅南口店
盛岡市盛岡駅前通3-40

柴崎訓佳 様

発行年月日: 令和 7年10月27日
貸渡N: 7735140

号019-622-0100

(税込)

する車両>

17(-2112) 燃料 ガソリン
昔手 501わ3070

ス W2-K 車両クラス W2-K

内容>

予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
10月27日18時00分	10月27日17時55分	122,449
10月27日11時00分	10月27日11時00分	122,365
0日 7時間00分	0日 6時間55分	84

その他 料金割引率 0%

安心Wプラン 1

乗車人数 0名

店舗盛岡駅南口店 019-622-0100 返却府県県内

柴崎 訓佳 様

項目	予定料金	精算料金
基本料金	13,090	13,090
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小計	13,090	13,090
免責補償料	1,100	1,100
特別装備料	0	0
添付品料金	550	550
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		1,399
引取配車料	0	0
ご利用額	14,740	16,139
リース無償代車		0
N O C		0
免責実費料		0
お支払額	14,740	16,139

予約金 0 0

船乗車券 14,740 14,740

当日預り金 0 0

預り金合計 14,740 14,740

マイル・ポイント利用 0 0

ご請求金額 0 1,399

株式会社 トヨタレンタリース岩手

登録番号: T3400001001169

今回ご利用額 1,399円
10%対象 1,399円 内消費税 127円

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111

http://rent.toyota.co.jp

現金	1,399
ご請求金額	
支払内訳	

領収書

領収書N: 0056246

令和 7年10月27日

柴崎訓佳

様

Receipt

領収金額 1,399 円

(税抜金額 1,272 円)

現金・小切手 1,399 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、振替印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 盛岡駅南口店
住所 盛岡市盛岡駅前通3-40
電話番号 019-622-0100

株式会社トヨタ

岩手

本社 岩手県盛岡市

収入印紙

振替印

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 紫波
NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年10月27日13時30分
車種 普通

通行料金 ￥920-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 滝沢
ETCなら小銭不要。
便利なETCをぜひご利用ください。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
登録番号: T9010001095716
取扱番号209-00131308-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 紫波
NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年10月27日13時29分
車種 普通

通行料金 ￥920-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 滝沢
ETCなら小銭不要。
便利なETCをぜひご利用ください。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
登録番号: T9010001095716
取扱番号209-00121308-00

キャッシュサービス ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます。

群馬銀行

●お取引種別 ●取扱店 ●機番 ●お取扱日
振込 141 54 07-11-04
●お取引銀行(会社) ●お取引店 ●口座番号

●お取扱枚数 0507100000000000000000
●振込番号 ●処理番号 ●お取引金額
0027 0028 ￥54,000
●手数料 ●残高(一がある場合は、お振入残高を抜きます)
¥770
●おつり ●説明コード ●ページ ●取引時刻
¥230 09:18

●ご案内
みずほ銀行
松江支店

受取人名アス"カリク"チ(カ)ONE T
ERASU 様
依頼人名ツバ"サ"キノリヨウ 様

キャッシュサービス ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます。

群馬銀行

●お取引種別 ●取扱店 ●機番 ●お取扱日
支払 141 70 07-09-03
●お取引銀行(会社) ●お取引店 ●口座番号

0128 141 1 0860***
●お取扱枚数 ****
●振込番号 ●処理番号 ●お取引金額
0594 0595 ￥270,000
●手数料 ●残高(一がある場合は、お振入残高を抜きます)
¥660 ***

●おつり ●説明コード ●ページ ●取引時刻
19:04

●ご案内
住信SBIネット銀行-
法人第一支店

受取人名カ)イチスリーオー

依頼人名タカサキ" ヒロコ

様
様

大間々青柳

0001-0004

会計日: 2025/10/26

領収書

みどり市議会
紫崎訓佳 様

領収金額

¥2,220-

(8%軽減対象 ¥2,220)
(内消費税等 ¥164)

上記正に領収いたしました

但 御菓子代 として

大間々青柳

群馬県みどり市
大間々町大間々150
TEL: 0277-72-1475
登録番号: T1810319065000

担当者
領収書No: 000120251026155322733

RECIPT領収書発行

柴崎 訓佳

様

発行日：2025年11月13日 (木) 11:00

視察日：2025年10月27日 (月) 15:00

合計金額：54,000円(税込)

〒684-0211
島根県隠岐郡西ノ島町浦郷544-3
株式会社ONE TERAS
代表取締役社長 小笠原 怜

視察情報

視察内容 岩手県紫波町オガールプロジェクトの変遷を学ぶ視察研修「オガール標準コース」
視察人数 1 団体
プラン単価 54,000円

支払い情報

支払い方法

請求書払い

視察合計	54,000円
オプション	0円
合計金額	54,000円(税込)

領 収 証

2025 年 10 月 28 日

松井篤

様



¥30,000

但 2025年10月28日(火)13時半～江上講師【仙台】めざすべき地方議会のあるべき姿
2025年10月29日(水)10時～江上講師【仙台】質問・質疑の本質とは
研修会受講代として
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒221-0042

神奈川県横浜市神奈川区

TEL 050-1089-9835

(様式1)

研修・視察報告書

令和7年12月24日

みどり市議会議長
杉 山 英 行 様

みどり市議会議員 松井 篤

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

期間	令和7年10月27日(月) ～ 令和7年10月29日(水)
研修・視察先 及び所在地	1. 令和7年10月27日(月) 柴波町役場(オガール等) 15:00～17:00 岩手県柴波町柴波中央駅前2-3-3 2. 令和7年10月28日(火) TKPガーデンシティー仙台 13:30～16:00 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15 3. 令和7年10月29日(水) TKPガーデンシティー仙台 10:00～12:30 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15
参加者氏名	宮崎武、古田島和茂、須藤日米代、深澤輝彦、柴崎訓佳、中村正義、 松井篤、塩野央弥、高草木弘子
目的	1. オガールプロジェクトについて 2. セミナー「議員が目指すべき議会の姿」 3. セミナー「一般質問・質疑の本質とは」 ※2.3.のセミナー講師 福岡県福津市議会前議長・地方議員研究会 江上 孝行
概要	別紙のとおり
成果・所感	別紙のとおり



※「目的」「概要」「成果・所感」は別途書式に替えることができる。

※「成果・所感」は、参加者全員が記入する。

1. オガールプロジェクトの概要、成果・所感

(1) 概要

昭和30年に1町8ヵ村が合併した柴波町は、面積239.03㎢、人口33,314人、県都盛岡市と宮沢賢治で有名な花巻市の中間の岩手県のほぼ中央に位置する。古くから物流の拠点として賑わい、南部杜氏の発祥地であり、果樹やもち米の生産などの農業が盛んで豊かな自然や農村の雰囲気と都市の特徴が共存している。

オガールの名前の由来は、フランス語で駅を意味する「Gare(ガール)」+柴波の方言の成長を意味する「おがる」の2つの言葉を組み合わせた造語。

(2) 成果・所管

① 経緯と取組状況

岩手県柴波町のオガールプロジェクトは、平成7年に民間企業や町民から2.63億円の寄付をいただき平成10年3月に柴波中央駅が開業したことをうけ、「柴波の未来を創造する出発駅」とする決意の基、柴波中央駅前の21.2ha(町有地10.7haも含む)を中心にこのエリアを出発点として、都市と農村の新しい結びつきを創造するため「暮らす・働く・学ぶ・集う・憩う・楽しむ」ことをコンセプトに豊かで魅力的で持続的に発展する街を目指して、平成21年3月に公共施設整備と民間施設等の立地による複合的な経済開発を行うため議会の議決を経て「柴波町公民連携基本計画」を策定、同年6月に官と民が連携をするためのエージェントの役割を担う「オガール柴波株式会社」を設立。

循環型のまちづくり理念の具現化に向け、PPP手法により柴波町中央駅前都市整備事業(=オガールプロジェクト)に取組み、役場庁舎・オガールタウン・オガール広場・エネルギーステーション(木質バイオマスボイラーによる冷暖房と給湯用の熱を提供)・民設民営のオガール保育園・オガールセンター(教育サポート施設・小児科・病時保育・アウトドアショップ・スポーツジム・ベーカリー・美容院などの子育て環境の充実を図る複合施設)・オガールプラザ(図書館・交流館・子育て応援センター・直売・カフェ・居酒屋・歯科・眼科・学習塾などの複合施設)・オガールベース(日本初のバレーボール専用体育館・ビジネスホテル・コンビニエンスストア)・岩手県フットボールセンターを整備している。

② 課題

柴波町では、柴波中央駅前のエリアを中心に町全体の発展の出発点することのコンセンサスやエリア外の町民の理解・協力が十分に図られていることが印象的であった。みどり市の置き換えた場合、合併して20年になるがまだまだ旧町村の綱引きがある中、都市計画の線引きも無い状況で、市民全体のコンセンサスがどこまで図れるか留意する必要があると感じた。

以上

こうした柴波町の先進的な取組や課題を参考に、みどり市のコンパクトシティーの取組にも活かしていきたい。

2. セミナー「議員が目指すべき議会の姿」の概要、成果・所感

(1) 概要

- ①議会と行政の関係性について
- ②議会の持つ権限とは
- ③議会が使いこなすべき議会機能
- ④議会力の強化を図る方法
- ⑤住民に発信してこそ意味のある議会の在り方
- ⑥議会基本条例の「反目権」について

(2) 成果・所感

- ①議会と行政は「車の両輪」と言われるが、首長と議員が単に仲良くすることではなく、健全にシノギヲ削っていく関係が望ましい姿である。議員は二元代表制のもと緊張感を持って行政へのチェック機能を果たし、政策提言や条例を制定することが重要な役割である。つまり、議会が首長の独善と・独走を防ぐ「ブレーキ」となり、市民福祉をより一層向上させる「アクセル」となって機能することが求められている。
- ②議員は「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、質問においても一部に偏ることなく市民全体の課題解決になるよう工夫し、一部の限られた市民のための質問にならないよう心掛ける。
- ③地方自治法に基づく意見書の提出については、「当該普通地方公共団体の公益に関する事件」と規定されているので、外交問題に関する意見書の取扱いについては問題を提起する必要がある。
- ④議会の調査権は、議会と委員会だけにあり、議員個人には認められてない。
- ⑤否決された案件については、付帯決議を付けることはできない。
- ⑥議会力の強化を図る一つの方法として、同じ委員会に長く所属し委員会が所管する分野の専門家になることも必要である。

3. セミナー「一般質問・質疑の本質とは」の概要、成果・所感

(1) 概要

- ①そもそも一般質問とは
- ②一般質問を行う意味をしっかりと理解
- ③一般質問の作り方と調査方法
- ④「質問」と「質疑」の違いとルール
- ⑤予算審議と決算審議で押さえておきたいポイント

(2) 成果・所感

- ①一般質問とは、要望ではなく自治体の課題を解決するための政策提言や意見、或いは疑問点を質す場所であり、要望は本来認められていない。
- ②一般質問への介入権

一般質問は質問事項が適正か否か、職員から指摘・判断されるものではない。その内容が抽象的で具体的に何を質問したいのか尋ねる場合を除き、極力所管部門職員の質問取り(事前聴き取り)は行うべきでない。要件を満たしている通告書を提出した議員への質問取りは、質問権への介入になる恐れがある。

③一般質問の作り方

* 質問の狙いを決め、市長から「どういう答弁を引き出したいのか」を想定する。

* 政治的に重要であればあるほど政治的責任者である市長に答弁を求めるのが原則である。例えば議員が政策提言をしたことについて、「やるのか、やらないのか」、「補正か、来年度の当初予算なのか、具体的にいつやるのか」などを質問するのが基本である。

* 近隣の先進自治体を訪ねたり、自治専門の新聞に目を通し、裏付けをきちんと取り一般質問に臨むことが重要である。よって、行政のプロである執行部と対等に政策論議ができるよう、毎回一般質問をすることに拘わらず、一般質問の準備に十分な時間と手間を費やすことに重点を置く必要がある。

* また、政務活動費を使った質問事項の実態調査を行い、その指導や助言、見解を交えて一般質問をすると効果がある。

* 質問は簡潔明瞭に短く。

④一般質問の議員の留意点

* 「正すべきことは正さなければ、行政に対する住民の信頼が損なわれる」ので、「ならぬものはならぬ」の精神で発言するのが、住民から負託を受けた議員の役割である。

* 執行機関の良いところをキャッチしたら、一般質問の中で讃えることも大切である。

今回の「議員が目指すべき議会の姿」と「一般質問・質疑の本質とは」のセミナーを受講し、議員として押さえておかねばならないことを改めて再認識させられ、この研修で学んだことを今後の議員活動に積極的に生かしていきたい。

令和7年度会派行政視察研修についてご報告いたします。
視察調査期日は、令和7年10月27日から29日まで。調査団は、
公明クラブ1名、新政クラブ3名、広和クラブ5名で岩手県紫波町、
宮城県仙台市にて調査を行った。

◎一日目 令和7年10月27日(月)

1. 盛岡市営道の駅「もりおか渋民」視察

場所：岩手県盛岡市渋民字渋民 80-42 国道4号沿い

盛岡市渋民に整備された同市初の道の駅「もりおか渋民」(愛称・たみっと)が令和7年4月26日、構想開始から約30年を経て開業。岩手県で38番目の道の駅。地元産の木材を利用した木造6棟から成り、石川啄木の短歌をコンセプトにした配色としている。産直物販売や盛岡サーモンなど地元の食材を使ったレストランのほか、多目的ホールも設けられ、地域の賑わいや活性化の拠点としての役割も期待されている。道の駅整備は、旧玉山村時代の1994年度に構想が浮上し、2006年に盛岡市と合併した後も国土交通省と共同で進められてきた。完成した道の駅は、西に岩手山、東に姫神山を望む好立地で、敷地面積は35,225㎡、大小6棟の建物は柱や床に盛岡市産木材が使われ、約100事業者が出品する産直やレストラン、雑貨店、学習塾などが入る。国道沿いにあり、車両110台分の駐車場とトイレ、休憩エリアなどが入棟は24時間利用できる。総事業費は22億8200万円。

コンセプト：つどう、つながる、つむぎあう

地域の拠点として、もの・ひとが「つどい」、「つながり」、未来に続く、こと・もの・ひとを「つむぎあう」場所を目指して

2. ワンズマンスポーツベース紫波の視察

所在地：岩手県紫波郡紫波町桜町字川原 100

名称：紫波町スポーツ交流施設(愛称：ワンズマンスポーツベース紫波)

名称由来：「ワンズマンスポーツベース紫波」は、株式会社ワンズマンが提案した愛称で、町の「スポーツを通じた地域交流促進」という事業趣旨に賛同し、地域貢献の一環として広くスポーツアスリートが利用でき町民に親しまれる施設を目指して考案された。株式会社ワイズマンと紫波町は5年間のネーミングライツ契約を締結している。

延床面積：1,027.25㎡

建物構造：木造 2 階建

供用開始：令和 7 年 4 月 7 日

ワンズマンスポーツベース紫波は、老朽化により利用制限がかかっていたメインスタンドを撤去し、新たにトレーニングルーム、トイレ、会議室などを設置することで、紫波運動公園の利便性向上を図った。また、いわてグルージャ盛岡のクラブハウス機能を備えることで、競技力の向上も目指している。本施設は、いわてグルージャ盛岡を運営する株式会社いわてアスリートクラブと締結した「スポーツを通じた地域交流促進のためのクラブハウス整備事業に関する連携協定」に基づき、企業版ふるさと納税とガバメントクラウドファンディングで寄附を募り、合わせて内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して整備された。また、工期短縮とコスト削減を目的に、メインスタンドの解体から施設の設計・建設までを一括発注する DB 方式を採用した。整備事業者の選定は、公募型プロポーザルにより優先交渉権者を決定し、民間事業者の知見を活かした施設整備を実現した。

開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで(12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日を除く)

使用料金 無料：1 階／エントランス、ロッカールーム

2 階／テラス

有料：1 階／トレーニングルーム、シャワールーム

2 階／ミーティングルーム

トレーニングルーム	2 時間利用	高校生	160 円、	一般	330 円
	月間利用		1,300 円、		2,600 円
	年間利用		9,400 円、		18,800 円

ミーティングルーム(定員 40 人程度)

1 時間利用 1 回 440 円

シャワールーム 1 回利用 100 円／一人

3. 岩手県紫波郡紫波町視察

◎町の概要と「オガールプロジェクト」について

(1)町の概要

岩手県紫波町は、昭和 30 年(1955 年)に 1 町 8 カ村が合併し誕生した。岩手県のほぼ中央、県都盛岡市と宮澤賢治で有名な花巻市の中間に位置し、北上川が中央に流れ、東は北上高地、西は奥羽山脈までの総面積 238.98 km²の町である。令和 7 年 9 月末の人口は、32,483 人、世帯数は、13,181 世帯である。令和 4 年度の財政力指数は、0.46 経常収支比率は、92.6 である。議員定数は、18 人。令和 7 年度歳入歳出予算額は、約 171 億である。紫波中

中央駅前の住宅地の地価は、今年も上昇(100.8%増)、基準地価 47,000 円(R6/9/17 現在・cf. 前年 46,600 円)。町の中央部は、国道 4 号線沿いの住宅地を除くと、平地に農地が広がり、全国有数の生産量を誇るもち米、生産量県内 1 位のソバや麦、そして各野菜が作られている。東部ではりんごやぶどう、西部では西洋梨などのフルーツ栽培も盛んである。

《特徴》

- ・果樹生産地であり、全国屈指のもち米の産地
- ・10 か所の産直があり、都市と農村の交流拠点
- ・南部杜氏の発祥の地であり、4 つの造り酒屋がある
- ・銭形平次捕り物控の著者、野村胡堂の生誕の地
- ・「循環型まちづくり」で環境と福祉の町づくりに取り組んでいる

(2)オガールプロジェクトについて

(心豊かに成長するオガール～都市と農村の暮らしを愉しみ、環境や景観に配慮したまちづくり～)

オガールプロジェクトは、J R東北本線紫波中央駅のすぐ前の町有地 10.7ha を活用し、町の課題を行政と民間、市民との協働で解決する公民連携によるまちづくりである。全域に水田が広がり、果樹園や野菜畑が多くみられる紫波町では、農家の皆さんが安全安心な農産物を生産し、基幹産業である農業を守っている。中央部は、交通の利便性が高いことから、都市化が進んでおり、町の持つ農村的要素と都市的要素を生かし、「循環型まちづくり」を根底として、心豊かに暮らし、個性的に成長できる地域を目指している。町は、平成 12 年に「新世紀未来宣言」を発して以来、森林資源の循環として、木造公共施設の建設や木質ペレットボイラーの導入を推進してきた。オガール地区では、官民複合施設「オガールプラザ」と民間施設「オガールベース」が県産木材で建設され、役場新庁舎には町産のカラマツやスギがふんだんに使用されている。「オガールタウン日詰二十一区」では、町が直接、宅地を分譲し、この宅地では指定事業者が、構造材の 80%以上に町産木材を活用し、高気密・高断熱の紫波型エコハウスを建築している。

(3)オガール紫波株式会社

オガールプロジェクトのオガールとは

【成長】を意味する紫波の方言【おがる】+【駅】を意味するフランス語【Gare】(ガール)→2 つの言葉を組み合わせた造語

紫波中央駅を「紫波の未来を創造する出発駅」とする決意と、このエリアを出発点として紫波が持続的に成長していく願いを込めた＝紫波中央駅前都市整備事業(オガールプロジェクト)

- ・会社名 オガール紫波株式会社
- ・創立年月日 平成 21 年 6 月 1 日
- ・資本金 3,900 千円(設立時) 現在 10,000 千円
- ・組織 社員数 8 名(管理課 2 名、マルシェ課 5 名、レストラン課 1 名の 3 課制採用)
- ・出資者と比率
 - 設立時 紫波町 100% 78 株
 - 現在 紫波町 39% 78 株、(株)紫波まちづくり企画 24 株、岩手中央農業共同組合 20 株、(株)テレビ岩手 20(株)、(株)岩手畜産流通センター 20 株、(株)東北銀行 10 株、(株)北日本銀行 10 株、盛岡信用金庫 10 株、佐々木廣 4 株、岡崎正信 4 株 計 200 株
- ・目的：官と民が連携をするためのエージェントの役割を担うこと。
社業を通じて町の一層の発展と町民の幸せを目指すこと。
※パブリックマインドを持った民間会社
- ・主な事業内容 1)紫波中央駅前都市整備事業(オガールプロジェクト)の推進、調整
2)不動産開発 3)企画管理運営 4)産直「紫波マルシェ」管理運営
(平成 24 年 6 月～)
- 5)オガールインレストラン運営(平成 24 年 7 月～)

(4)オガール地区の施設

○紫波町庁舎

築 50 年が経過し、老朽化した役場庁舎の移転新築事業、新庁舎の整備にあたっては P F I 法に基づく B T O 方式として、設計・建設。維持管理(15 年間)を紫波シティホール株式会社が受託した事業。構造躯体へは 100%町産木材を活用した、1 時間準耐火構造の燃えしる設計により構造躯体をあらわし、内部の木質化にも取り組んでいる。地域木材を活用することでの運送コストの削減、方杖付きラーメン構造とすることでの梁サイズのグランサイジングにより、コスト削減を図る。

- ・オープン：平成 27 年 5 月 7 日
- ・事業主体：紫波シティーホール(株)
- ・延床面積：6,650.43 m²
- ・事業手法：P F I (B T O 方式)
- ・事業費：33.8 億円(契約額)
- ・管理運営：平成 42 年まで 1 億 2,200 万円
- ・特徴：①木造 3 階建て(国内最大級の木造庁舎)②地域熱供給による冷暖房システム
③トイレ洗浄水の雨水利用、太陽光発電等

○オガール広場(H25.5 完成)・オガール公園(H26.7 完成)

紫波中央駅からまっすぐ西に延びる緑の芝生「オガール広場」と築山で構成される

「オガール大通公園」は、子どもたちが駆け回る豊かな公共空間である。グループでのバーベキューや各種イベントにも利用される。

○エネルギーステーション(H26.6 事業開始)

紫波グリーンエネルギー(株)が、町産木質チップを燃料とする木質バイオマスボイラーを主な熱源として、役場庁舎、オガールベース、オガールタウンに冷暖房・給湯用の熱を供給している。

○岩手県フットボールセンター(H23.4 開場)

岩手県フットボールセンターは、世界水準のロングパイル人工芝を備えた、日本サッカー協会公認グラウンドで(公社)岩手県サッカー協会が運営している。各種公式試合や幅広い世代のトレーニングセンターとして、県内外から多くの利用者が訪れている。

○紫波型エコハウスサポートセンター

オガール内の「紫波型エコハウスサポートセンター」は、モデルハウスとして公開されており、自由に見学できる。新築・増改築を検討されている人が、エコハウスの快適さを体感することができる。

○オガールベース(H26.7 オープン)

オガールベースは、57 室のビジネスホテルとバレーボール専用体育館のほか、コンビニエンスストアや飲食店、文具店など入っている民間施設である。体育館を活用した合宿やスポーツアカデミー事業も展開している。

○紫波マルシェ

産直「紫波マルシェ」では、291 人の会員の皆さんが毎日、新鮮な農産物や加工品を出荷している。精肉、鮮魚もそろっており、近隣市町村からも多くの人が買い物に訪れる。

○紫波町情報交流館

図書館と交流館から成る紫波町情報交流館は、オガールプラザ中央棟にあり、図書館はビジネス支援を主眼に、農業やまちづくりに関するコーナーを設置し図書を充実させている。交流館は、スタジオを利用した趣味のサークルや講座の開催といった市民活動、市民が自主開催する講演会や映画会など賑わっている。オガールプラザには、カフェや医院、産直、学習塾なども入っている。

○子育て支援センター「しあわせ」

子育て支援センター「しあわせ」は、未就学児とその家族で利用できる「子育て支援センター」と未就学児を預かる「一時保育」、おおむね小学校1年生から4年生を預かる「日詰こどもの家」で構成されており、広々としたスペースは利用者でいつも賑わっている。

☆令和6年度オガールプロジェクトの実績

- ・サンビレッジ紫波
- ・岩手県フットボールセンター

利用者数 5. 1万人(107.2%)

3. 6万人(73.6%)

※人工芝張替え工事のため

- ・紫波町情報交流館
- うち、紫波町図書館

32. 8万人(104.9%)

16. 5万人(100.0%)

- ・子育て応援センターしわっせ

1. 8万人(101.2%)

- ・紫波マルシェ

38. 9万人(100.3%)

売上金額 1億6, 828万円

令和 7 年 10 月 28 日(火)～29 日 (水)

2025 年 10 月 28～29 日

講 師：(一社)地方議員研究会

江上 隆行

プロフィール

昭和 24 年生まれ。福岡大学経済学部卒。自由民主党本部勤務、参議院議員秘書、(株)富士ピー・エス勤務を経て、(株)エムラップ取締役社長を歴任後、2006 年福津市議会議員初当選、2023 年退任まで 4 期 16 年務めた。その間、議会運営委員会委員長、議会改革調査特別委員会委員長などを歴任。2019 年福津市議会議長就任後は全国市議会議長地方財政委員長、九州市議会議長会理事、宗像地区事務組合議会議長、中部 11 市議会議長会会長などを歴任。また、2009 年から 2 年にわたり、福岡大学法科大学院長から外部講師の委嘱を受け、地方自治法授業の一環として、「地方議会の現状と課題」で講義を行った。全国市町村国際文化研修所(JIAM)において、「新人議員のための地方自治の基本」のテーマで開催された研修において、講師陣の一翼を担った。

◎議会がめざすべき議会の姿

～住民から「近くて遠い地方議会」から「近くて近い地方議会」へ～

① 議会と行政は「車の両輪」だろうか？

二元代表制のもと、議員は行政をチェックし、政策を提言し、条例を制定することが重要な役割である。

つまり、議会が首長の独善・独走を防ぐ「ブレーキ」となり、また、住民の福祉をより一層向上させる「アクセス」となって機能することが求められている。

② 議員は全体の奉仕者としての言動を

日本国憲法 15 条 2 項は「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」また、地方公務員法 30 条では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められている。

地方公務員法上、地方議会の議員は非常勤特別職の公務員という位置づけであり、「全体の奉仕者」として、矜持をもった言動を心がけなければならない。

③ 議会が採択した請願の実現努力を

日本国憲法で定める「請願権」は、国民が国や地方公共団体に対して、様々な要望

を提出できる権利であり、16条に定めがある。

④ 地方自治法に基づく意見書の提出について

地方自治法 99 条「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」という規定に基づき、地方議会において、提出された意見書の審議を行っている。ただ、「当該普通地方公共団体の公益に関する事件」と規定されているにも関わらず、当該団体の公益とは解釈できないような、国の外交問題に関する意見書の提出要件を満たしていれば、議長は受理する義務がある。ただ、議長が受理する義務があるといえども、外交問題に関する意見書の取扱いについての問題提起を行う。

問題点：私は質問者に質疑をしたがのだが、福津市では 3 回まで。あなたの自治体は、質疑のルールはあ何回までか？そのルールはどこに規定されているか、ご存じか。意見書はどのように取り扱われるか？多数決？全会一致？

⑤ 議会の調査権とは

調査権は議会と委員会にだけあり、議員個人にはない。また、議会では百条調査、委員会では所管事務調査や閉会中の継続調査事件に基づき調査ができる。

⑥ 議会が議決した意思を尊重しよう

例えばの話だが、個々の議員が住民対象の「議会報告会」などを開催して、定例会の議案の議決状況の報告を行う場合、議会で決まった事実を報告することが求められる。もし、議員個人の表決、例えば「私は〇〇議案に反対しました」という事で、反対した理由だけを報告すれば、住民が誤解する事になる。

☆実際にあった裏話～100 条委員会報告書議決後の全員協議会での耳を疑う発言～

令和 3 年 2 月 15 日の臨時会において、100 条委員会、「総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託」調査特別委員会の報告書が可決された。しかし、後日、開かれた全員協議会において、議会の議決を尊重しない発言が飛び出した。果たして、その発言内容はとは？

- ・予備費をつかっていた
- ・市長の決裁文書
- ・議員としての発言と市民の話

◎議会は重い。制度を理解してから発言しよう

⑦ 決算審議における付帯決議で議会の意思を明確に

決算を認定して付帯決議を付けないと、議会としての意思が住民には理解できない。決算審査・審議を予算審査・審議と同じく重視し、審査の成果を付帯決議で明確にする。例えば、

「この政策はもっとやるべきである」「決算結果を見て、足りない予算」などについて、付帯決議で明らかにする。

問題点：～市議会議員選挙時の公費負担金不正請求は～

通称「ポスター問題」と称された問題の結末は。

- ・公費条例は自治体により様々である。皆さんの街は？
- ・議会基本条例の制定の前に規則や委員会条例の活用を
- ・辞職勧告決議への賛否
- ・議員の賛否の大事さ

⑧議会機能を使いこなそう

委員会における重要議案の審査では、参考人制度を活用し外部の意見を聴く。また、議案審査時、必要に応じて、委員派遣により現地を見る事が大切である。そして、所管事務調査、継続調査事件の位置づけなど、議会が持っている機能を使いこなせる議会力をさらに身につけることができれば、審議がさらに深まるものと信じる。

- ・委員長ってどうやって決めているか？

⑨議会力の強化を図るための一方法

今回は一点に絞って提言したい。それは、常任委員会の委員を長く務めることである。例えば、議員1期目4年、次も当選したら、再度4年、同じ委員会に所属すれば、委員会が所管する分野の専門家になれると考える。このことで執行機関と丁々発止の政策論議が展開されるようになるのではないかという問題意識を抱き続けている。

⑩自治体の内部機能である議会から住民へ発信を

議員が一般質問などで政策提言したことを首長がその提言を取り入れても、首長が「この政策は議員が一般質問で提言したことに基づき実施しています」とは述べない。そこで、議員が提言したことで、市政に取り入れた政策内容について、議長(議会事務局長)が、市長(総務部長)に要請して、それを列記した資料の提出を求め、議会のホームページや議会だよりなどに掲載すれば、住民が議会の働きを理解することに繋がり、住民から「近くて近い議会」へ一歩近づくであろう。

⑪議会基本条例で規定されている「反問権」へ一言

地方自治法において「反問権」の規定はなく、議会制度上、執行機関側が議員をやり込めるようなケースが出てくることは想定されていない。また、地方自治法第121条では、「普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者

は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」と規定されている。議会の審議に必要な説明のために出席している、首長はじめ執行機関側が、「なぜ、反問することができるのか？」というのが、私の違和感である。「反問権」という言葉を聞くたびに、私の素朴な問題意識が顔を出す。

☆～言論の危機!議会広報調査特別委員会への公開質問状～

なぜ、私が公開質問状を提出するに至ったのか。

・議員たるもの

根拠を聞くこと

行動すること

勉強をして自信をもって闘うこと

令和7年10月29日(水)

はじめに

～議員就任後初の一般質問～

私が提出した、一般質問通告書に対して、二人の職員から違和感を覚える発言

収入未済額について

不能欠損の仕組み

質問したいことを職員から止められた時にどうしたらいいのか

①「一般質問」とは何か

一般質問では、議員は特に首長の答弁を聴きたいのである。また、政治的に重要な問題であればあるほど、市長に答弁を求めるのが二代表制の原則である。

議員には答弁者を指名する権限はないが、一般質問は市政全般(全事務事業)および市政の基本的な事を問うのが趣旨なので、行政の責任者であり、政治的責任者である市長に、例えば、議員が政策提言した事について、「やるのか、やらないのか」などを質問するのが基本である。

②私は何をめざして、「一般質問」を行ってきたか

地方自治法において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする。」と規定されている。そこで、地方自治体が「住民福祉の増進」を図るためには、家庭は家計が基本であるように、自治体も財政が基本であるという考えに基づき、長年にわたり、市長始め執行機関と財政論議を行ってきた。当選後最初の一般質問では「市長の税に対する基本的認識を問う」を通告し、市長との政策論議に臨んだ。というのは、二つの町が合併して誕生した福津市では合併算定替や合併特例債など国の支援が10年間措置された。この措置は、市の行財政基盤の強化と行政の効率化を目的としたものである。一般質問ではこの目的が果たされているか等の答弁を求めて、主に市の財政状況の推移、諸事業の現状と課題、諸計

面の進捗状況、市の方向性などを質問してきた。

③私の「一般質問」の作り方

市の重要課題など当面質問したい事項を多くピックアップする。また、質問の優先順位も決めておくが、新たな問題が発生した場合は、最優先に取り上げる。そして、次の定例会で行う質問事項が決まったら、次に「質問の狙い」を決め、質問の狙いに基づき、市長から「どういう答弁を引き出したいのか」を想定する。次に答弁を引き出すため、できる限り多くの質問案を作る。なお、福津市議会の一般質問は発言者の30分の持ち時間制を採用しているので、多くの質問案の中から持ち時間内で質問するための優先順位を決める。また、当日の市長答弁を聴いたのちの質問時間などを想定して、時間に余裕のあるタイムスケジュールに基づき、質問案を作ってきた。なお、質問は議員自らの意見、提言を述べることができるので、長い発言も行ったこともあるが、「質問時間は短く」をモットーを基本とした。

④一般質問の準備と質問に関する調査の方法

まず、年間に行う一般質問事項の準備をする。定例会が閉会した翌日から、次の定例会で行う質問事項の準備に入り、質問事項と質問要旨の概要を決める。ただし、「一般質問」の作り方のところで述べたが、新たな問題が発生した場合は最優先に取り上げる。

また、質問に関する調査方法は、質問事項が国の政策と関連することであれば、総務省を始め諸官庁の所管部署に電話で問い合わせる。また、近隣の先進自治体は訪ね、遠方の自治体は電話で指導、助言を仰ぐ。そして、自治専門の新聞に目を通したり、市町村職員OBの学生時代の友人に見解を求める。とにかく、質問事項の事実調査、つまり裏付けをきちんと取って、一般質問に臨むことを肝に銘じていた。

なぜなら、政策論議の相手は行政のプロだからである。そして、一般質問の準備に費やす時間を計測したことはないが、ザックリではあるが、一定例会における一般質問の準備にかかる時間は、優に100時間は超えていたと思う。

ところで、住民から選ばれ就任した議員は、基本的には素人には素人であるが、今や行政が複雑化しているので、研鑽を重ね、見識を高めなければ、丁々発止の政策議論ができないし、住民に役立つ議員にはなれないと思う。なお、私が住民に役立つ議員であったかどうかの評価は自らできないので、その評価は住民に委ね、議員を引退した次第である。

質問のために気を付けること

- ・相手は行政のプロ
- ・しっかり準備する
- ・裏付けをとる

⑤一般質問通告書への所管部門職員の質問取り

一般質問通告書は具体的に書くことが求められる。

その記載内容が抽象的であれば、行政職員は、「これはどういう意味でしょうか？」と議員に尋ねるのは構わない。しかし、要件を満たす通告書を提出している議員への質問取りは質問権への介入と思われる。

☆実際にあった裏話

～議会改革研究会における一般質問に関する物語～

同研究会において、座長の私に対するとんでもない発言。

⑥一般質問の具体例と解説

「財政を基本とする市長の市政経営を問う」において、「国が既に廃止している持ち家手当の支給をいつ廃止するのか」を問い、三回にわたる定例会において「持ち家手当を廃止するのかしないのか」を問い続け、三度目の正直で「持ち家手当を廃止するための調整を行う」旨の答弁を引き出し、私の質問の目的が達成された。

なお、質問の狙いは「正すべき事は正さなければ、行政に対する住民の信頼が損なわれる」ことである。要するに「ならぬものはならぬ」の精神で発言するのが、住民から負担を受けた議員の役割であり、また、議員が「怒るべき時に怒らないから、いろいろな問題が起こる」とも考えていたので、是々非々で市長との政策論議に臨んできた次第である。但し、執行機関の良いところをキャッチしたら、一般質問で讃えることも大切である。議員が讃えることで職員は自信を深め、地方公務員で規定されている「職務専念義務」のモチベーションがさらに高まるであろう。

☆実際にあった裏話

財政課長が頭を痛めている？

閑話休題

① 地方議会に与党・野党はあるのか？

② 専決処分一言

⑥一般質問の具体例と解説

(1) 地方交付税の仕組みについて、地方税収の増加見込額と基準財政収入額の関係とは？

(2) 地方交付税の不交付団体とは？

行政経営の合理化のために議員が指摘するべし

⑦「質問」と「質疑」のルールを守ろう

事例を紹介する。一部事務組合議会議長を務めたことで、某企業団議会の議員に就任し

た。同企業団議会は、福岡都市圏の市議会議員、町議会議員 15 人で構成されている。ところで、令和 4 年 8 月 19 日開会の同議会の本会議において、議長の許可を得て、一回だけできる「議事進行上の発言」を行った。それでは、なぜ？私は発言したのか。それは、ある議員が、まず壇上で自分の意見を含め、長時間にわたり 1 回目の質疑を行った。その後、自席に戻り、1 回目の答弁を受けた。再質疑、再々質疑も自分の意見を述べながらの質疑であった。同議員の約 1 時間にわたる質疑が終了した後、私は挙手をして、議長に「議事進行上の発言」を求め、議長の許可を得て、次の発言を行った。[100 の議会があれば、100 の議会運営があると言われておりますが、只今の議事は、議案に対する質疑でございます。質疑であれば、標準市議会、標準町村議会の各会議規則の発言内容の制限において、「議員は質疑にあたっては、自己の意見を述べる事ができない。」と規定されております。また、質疑は議案の疑問点を質す事です。そこで、只今の質疑は当企業団議会の何に基づいて、議事運営を行っておられるのか。私の理解が及んでおりませんので、議事運営上の根拠、そして、議事運営に改善の余地がありますなら、議長に善処して頂くことを求め、発言を終わります。私の発言を受け、議長が「貴重な意見を頂きましたので鋭意、検討したい。」旨を述べた。つまり、私の発言の趣旨は、議会における議員の言論の自由は、最大限保障されなければならないとするのが「発言自由の原則」である。民主的な運営が求められる議会政治は、討論と説得の政治であると言われており、言論を中心に会議が進められる。従って「言論の自由」が最大限尊重されなければならない。ただし、議員の「言論の自由」は絶対的なものではない。一つは、規則等による制約である。標準市議会会議規則第 55 条「発言内容の制限」の第 1 項には「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてならない。」そして、第 3 項には「議員は質疑に当たっては、自己の意見を述べる事ができない。」と規定されている。スポーツにルールがあるように、議会においても、ルールに基づき、議員は発言しなければならないという事を訴えたかったわけである。今回の質疑は、当該企業団議会の慣例に基づく議事運営であろうから、質疑を行った議員を批判するものではない旨を付け加えた。

なお、令和 4 年 11 月 18 日開会の一部事務組合議会臨時会において、議長任期満了のため、議長を交代したことにより、同企業団議員を退任した。退任後、同企業団議会議長から「議事進行上の発言を頂いたことで、ほぼ会議規則に基づく議事運営へ改めることができました。」という趣旨の報告を受けた。私の「議事進行上の発言」をきちんと受け止めて頂いたことを嬉しく思った次第である。

他面、質疑は議員自らの意見や提言などを述べる事ができる。また、政治は「不」がつく言葉を解消することが大切であると考えている。例えば、住民が思う「不満」「不足」「不利」「不安」などを解消する役割を議員は担っていると思う。ただ、高度経済成長時代とは異なり、現在は相対的に「あれもこれも」を実施できる財政力を備えた自治体は少ないと認識しているので、議員が、無駄と考える事業があれば、一般質問できち

んと提言し、市長の答弁を求めることが大切である。

「議会用語」をきちんと使おう！

⑦ 予算審査と決算審査で押さえておきたいポイント

- ① 毎年6月頃、内閣府設置の「経済財政諮問会議」の議論に基づき、国が発表する、「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」これが核である。また、毎年12月上旬に閣議決定される「予算編成の基本方針」についても、同会議で議論されている。そこで、地方自治体の財政に大きく影響を及ぼす「骨太の方針」にずっと目を通し、こういうところに国は力を入れるんだナということを軽くつかんでおく必要がある。
- ② 毎年8月頃、総務省が「総務省所管予算概算要求の概算」を発表し、「地方交付税の要求の考え方」などが発表される。この時点において、「入りを量りて出づるを制す」で、予算編成に向けて「歳入」の見込みを立てる、自治体もあると聞く。
- ③ 各省庁が財務省に対し、翌年度の政策を実行するために必要なおおまかな予算を要求することを「概算要求」と言う。これは、歳入、歳出、継続費、繰越明許費、国庫債務負担行為の見積もりからなり、財政法第17条に基づき、毎年8月末までに財務省へ提出しなくてはならない。
- ④ 毎年、12月末に発表される「地方財政対策」。これは、総務所が国の予算編成作業と並行して「地方財政計画」の策定作業を進め、その過程において、翌年度の地方財政全体の収支が算定され、所要の財源において、翌年度の地方財政全体の収支が均衡するように財源対策が行われる。この財源対策が「地方財政対策」であり、国の予算の概算決定に先立ち、総務省と財務省の折衝が繰り返された後に決定される。余談だが、この折衝時の名言がある。名言の主は、小泉政権で財務大臣に就任した「塩じい」こと塩川正十郎氏である。同氏は歳出改革を先導した人で、「母屋でおかゆをすすっているときに、離れですき焼きを食べている」という名言を残している。母屋とは「一般会計」、離れとは「特別会計」を指しており、当時の一般会計予算107兆円に対し、特別会計予算は493兆円であったと認識している。
- ⑤ 「地方財政計画」は内閣が毎年度作成し、毎年2月頃、国会に提出するとともに一般に公表する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額である。以上述べた、国の大きな流れを見ながら、要所をつかむことが大切であり、これを、予算審査で生かして頂きたい。予算などの国の動きは、別世界で起こっているものではなく、大なり小なり、必ず地方公共団体との関係が出てくる。例えば、現在、話題となっている「異次元の少子化対策」などは、必ず自治体の予算にも影響してくる。このようなタイムリーな国の動きも注視することが、

地方議員には求められると思う。

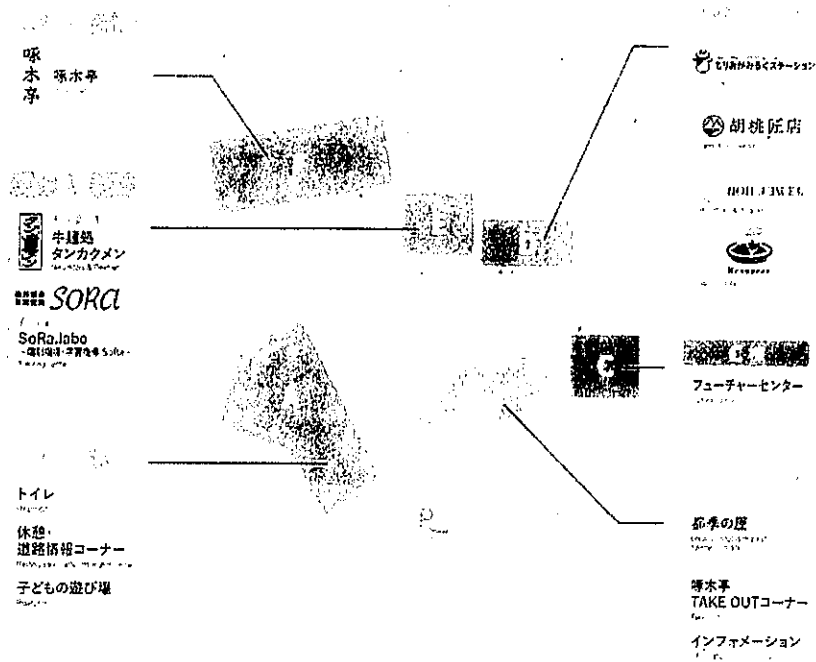
決算審査においては、「当該予算を執行して、どのような効果があったのか」「住民福祉の増進にどれだけ寄与したのか」などの質疑が求められるであろう。また、財政は数字と率を追いかける必要があるわけだから、決算審査の時に提出される「決算報告書」内の普通会計決算カードに基づき、私は毎年度「普通会計決算分析表」を作っていた。作成の意図は決算において、前年度と比較して、何が大きく変動(増減)したのかを見て、数字と率に基づき質疑を行ってきた。また、財政課職員は、当該年度の決算分析の結果をどのように見ているのか。当該年度の決算を通じて見えてきた福津市の財政の展望などについて、質疑を行い決算審査に臨んできた。

その他議案審査時のポイント

- ① コロナ後の自治体財政はどうなるか？
- ② 決算の数字だけを追いかけない。単年度だけ見たら間違える視点とは？
- ③ 費用対効果が高いお金の使い方とは？

全国市議会議長会・国と地方の協議の場等に関する特別委員会における発言内容とは？

道の駅「もりおか渋民」



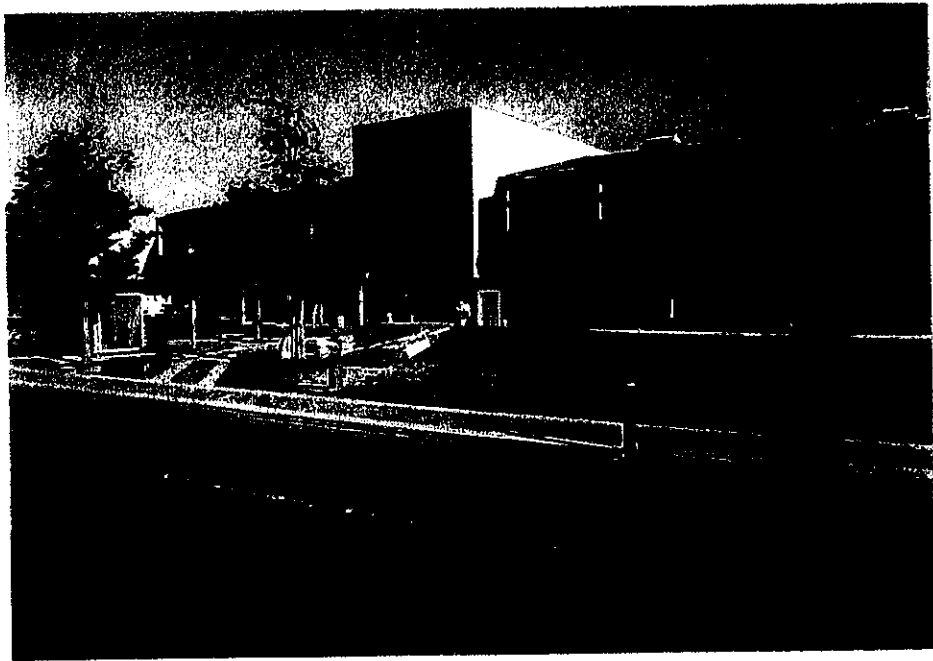
ワイズマンスポーツベース紫波

医療・介護・福祉をつなぐ

ワイズマンスポーツベース紫波

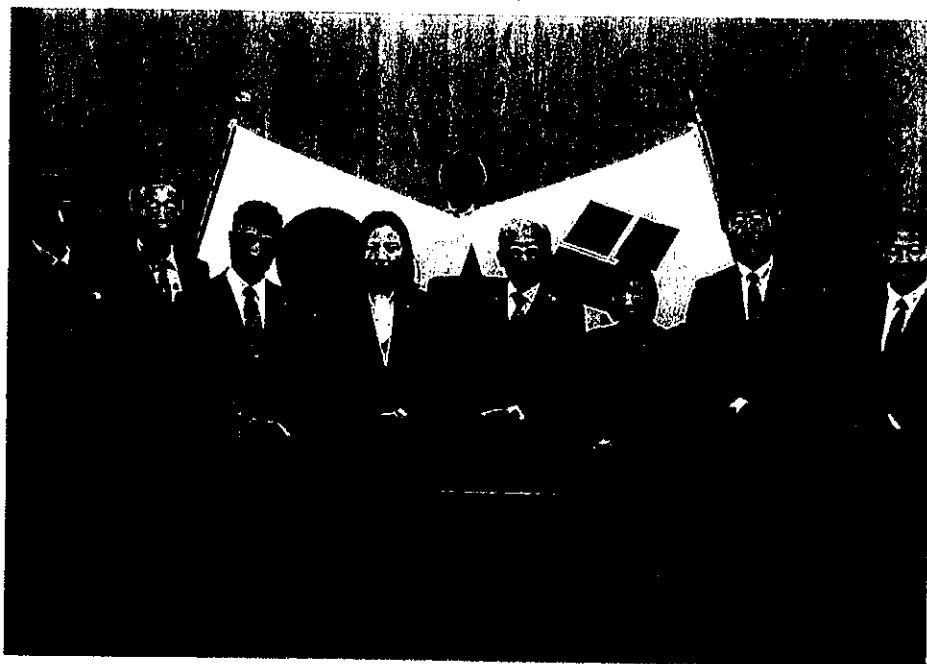


紫波町「オガール」

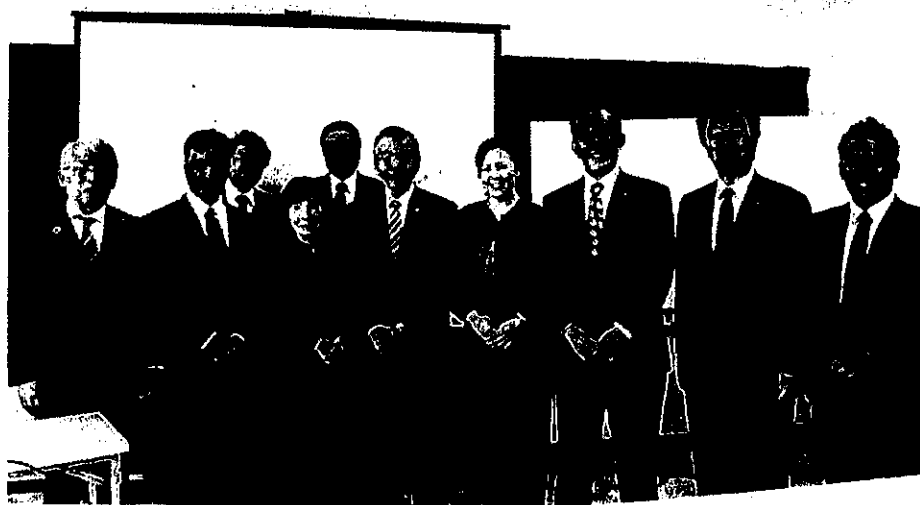


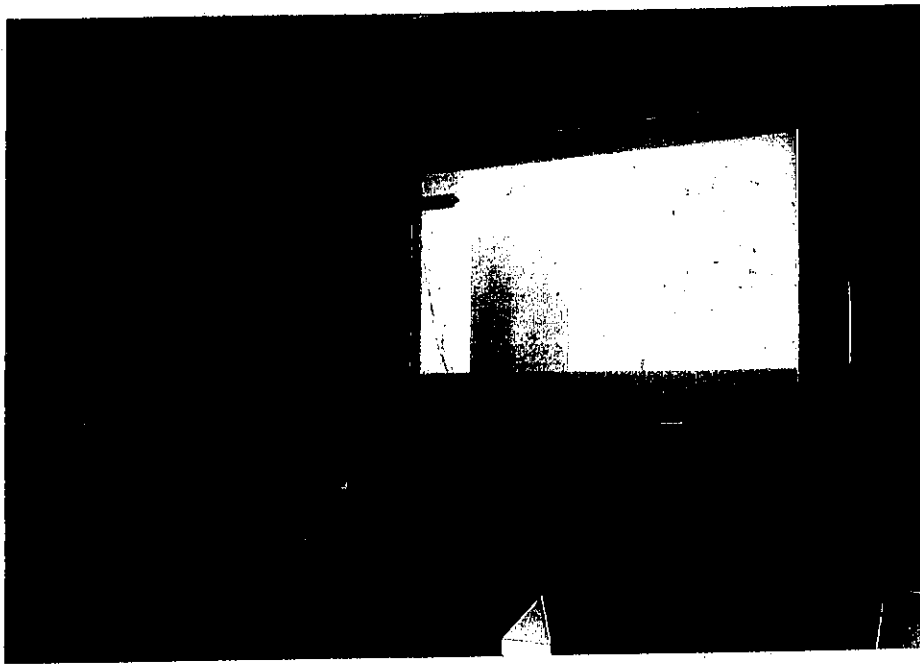


紫波町役場議場



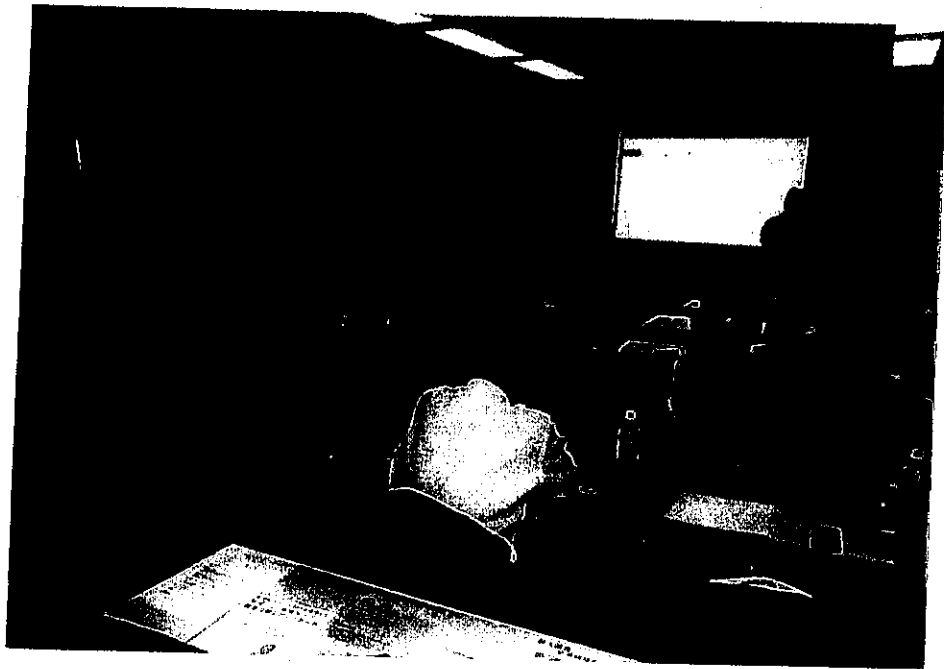
セミナー会場





相馬市	会津若松市	南相馬市	みどり市	福島市
1,357,170	1,357,170	9,618,111	1,358,918	1,357,103
0.78	0.78	0.78	0.78	0.55
2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
27.1	27.1	27.1	27.1	27.1
87.0	87.0	87.0	87.0	87.0
0.310,173	0.310,173	0.310,173	0.310,173	0.310,173
812,195	812,195	812,195	812,195	812,195
812,195	812,195	812,195	812,195	812,195





令和 7 年度

第 1 回友好会派行政視察研修

令和 7 年 10 月 27 日（月）～ 29 日（水）

（方面：岩手県紫波町・宮城県仙台市）

令和7年度 友好会派合同行政視察参加者名簿

役職名等	氏 名	
副議長	宮崎 武	
新政クラブ代表	松井 篤 (あつし)	
	高草木弘子	
幹 事	塩野 央弥 (ひろや)	
広和クラブ代表	古田島和茂	
	須藤日米代	
	深澤 輝彦	
代表幹事	柴崎 訓佳 (のりよし)	
幹 事	中村 正義	

○ホテルメトロポリタン盛岡

Tel019-625-1211 fax019-625-1210

○ホテルモンテエルマーナ仙台

Tel022-721-7501 fax022-721-7505

～令和7年度 岩手・宮城行政視察（案） 行程表～

○視察日：令和7年10月27日（月）～29日（水） 2泊3日

視察先：岩手県紫波郡紫波町役場（オガール等）、宮城県仙台市セミナー会場（TKPガーデンシティー仙台）

宿泊先：ホテルメトロポリタン盛岡：盛岡市盛岡駅前通り1-44、ホテルモンテエルマーナ仙台：仙台市青葉区花京院1丁目2番15号

【1日】

岩宿駅 ⇒ ⇒ ⇒ 高崎駅 = = = = 大宮駅 = = = = 盛岡駅 = = = = ホテル = = = = 道の駅もりおか渋民（昼食） = = =

7:37 発 8:22 着 8:33 発（はくたか）8:55 着 9:02 発（はやぶさ）10:55 着 11:10 着（荷物預かり） 11:50～12:50

紫波総合運動公園（河川敷グランド） = = = 役場庁舎・オガール研修～～ホテル（泊） = = = 夕食（盛岡駅周辺）

13:50～14:15

14:25～17:00

18:00

18:40～ 宿泊先：ホテルメトロポリタン盛岡

【2日】

ホテル ⇒ ⇒ ⇒ 盛岡駅 ⇒ ⇒ ⇒ 仙台駅 ⇒ ⇒ ⇒ ホテル（荷物預かり）昼食 ⇒ ⇒ ⇒ セミナー会場 ⇒ ⇒ ⇒ 宿泊ホテル

9:00 発 9:50 発（はやぶさ） 10:29 着 10:40 着～13:00 発（昼食） 13:30～16:00 16:30

夕食（仙台駅周辺） ⇒ ⇒ ⇒ 宿泊ホテル

18:00～

宿泊先：ホテルモンテエルマーナ仙台

【3日】

宿泊ホテル（荷物預かり） ⇒ ⇒ ⇒ セミナー会場 ～～～ 仙台駅（昼食） = = = = 大宮駅 = = = = 高崎駅 = = = = 岩宿駅

8:30 発 10:00～12:30 14:00 発（やまびこ） 15:51 着 16:17 発（あさま） 16:47 着 16:58 発 17:37 着

新人からベテランまで

／ 一議員として“原点”を問い直す学び ／

基礎から学ぶ議員活動

～住民から「近くて遠い地方議会」から

「近くて近い地方議会」へ～



11/4 (火)
函館 (Hakodate)



13:30～16:00

めざすべき地方議会のあるべき姿

- ・ 議会と行政は「車の両輪」であろうか
- ・ 議員は全体の奉仕者としての言動を
- ・ 議会が採択した請願の実現努力を
- ・ 地方自治法に基づく意見書の提出を
- ・ 議会の調査権とは
- ・ 議会の機能を使いこなそう
- ・ 議会力の強化を図るための一方法
- ・ 元議長が語る議会の裏側



11/5 (水)
函館 (Hakodate)



10:00～12:30

質問・質疑の本質とは

- ・ そもそも「一般質問」とは何か
- ・ 私は何をめざして「一般質問」を行ったか
- ・ 私の「一般質問」の作り方と調査方法
- ・ 質問のために気をつけること
- ・ 「一般質問」の具体例と解説
- ・ 「質問」と「質疑」のルールを守ろう
- ・ 予算・決算両審査で押さえておきたいポイント

えがみ たかゆき

江上 隆行 前・福津市議会議長

福岡大学経済学部卒。自由民主党本部勤務、参議院議員秘書、(株)富士ビー・エス勤務を経て、(有)エムラップ取締役社長を歴任後、2006年福津市議会議員初当選、2023年1月退任まで4期16年務めた。その間、議会運営委員会委員長、議会改革調査特別委員会委員長などを歴任。2019年福津市議会議長就任後は全国市議会議長会地方財政委員長、九州市議会議長会理事、宗像地区事務組合議会議長、中部11市議会議長会会長などを歴任。

また、2009年から2年にわたり、福岡大学法科大学院長から外部講師の委嘱を受け、地方自治法授業の一環として、「地方議会の現状と課題」で講義を行った。

全国市町村国際文化研修所（JIAM）において、「新人議員のための地方自治の基本」のテーマで開催された研修において、講師陣の一翼を担った。



①議会と行政は「車の両輪」だろうか

同じ方向に進む
手配

二元代表制のもと、議員は行政をチェックし、政策を提言し、条例を制定することが重要な役割である。

つまり、議会が首長の独善・独走を防ぐ「ブレーキ」となり、また、住民の福祉をより一層向上させる「アクセル」となって機能することが求められている。

そこで、私の一考察を示す。

議員がめざすべき議会の姿

～住民から「近くて遠い地方議会」から「近くて近い地方議会」へ～

福岡県福津市議会前議長 江上 隆行

②議員は全体の奉仕者としての言動を

日本国憲法15条2項は「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」また、地方公務員法30条では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ」と定められている。

地方公務員法上、地方議会の議員は非常勤特別職の公務員という位置付けであり、「全体の奉仕者」として、矜持をもつての言動を心がけなければならないことの事例を紹介する。

③議会が採択した請願の実現努力を

日本国憲法で定める「請願権」は、国民が国や地方公共団体に
対して、様々な要望を提出できる権利であり、16条に定めがあ
る。

また、紹介議員を必要とする請願を議会が採択した時の対応について。

1. 國產
 2. 國產
 3. 國產
 4. 國產
 5. 國產
 6. 國產
 7. 國產
 8. 國產
 9. 國產
 10. 國產
 11. 國產
 12. 國產
 13. 國產
 14. 國產
 15. 國產
 16. 國產
 17. 國產
 18. 國產
 19. 國產
 20. 國產
 21. 國產
 22. 國產
 23. 國產
 24. 國產
 25. 國產
 26. 國產
 27. 國產
 28. 國產
 29. 國產
 30. 國產
 31. 國產
 32. 國產
 33. 國產
 34. 國產
 35. 國產
 36. 國產
 37. 國產
 38. 國產
 39. 國產
 40. 國產
 41. 國產
 42. 國產
 43. 國產
 44. 國產
 45. 國產
 46. 國產
 47. 國產
 48. 國產
 49. 國產
 50. 國產
 51. 國產
 52. 國產
 53. 國產
 54. 國產
 55. 國產
 56. 國產
 57. 國產
 58. 國產
 59. 國產
 60. 國產
 61. 國產
 62. 國產
 63. 國產
 64. 國產
 65. 國產
 66. 國產
 67. 國產
 68. 國產
 69. 國產
 70. 國產
 71. 國產
 72. 國產
 73. 國產
 74. 國產
 75. 國產
 76. 國產
 77. 國產
 78. 國產
 79. 國產
 80. 國產
 81. 國產
 82. 國產
 83. 國產
 84. 國產
 85. 國產
 86. 國產
 87. 國產
 88. 國產
 89. 國產
 90. 國產
 91. 國產
 92. 國產
 93. 國產
 94. 國產
 95. 國產
 96. 國產
 97. 國產
 98. 國產
 99. 國產
 100. 國產

・私は質問者に質疑をしたのだが、福津市では3回まで

あなたの自治体は、質疑のルールは何回までですか？

そのルールはどこに規定されているか、ご存じですか

・意見書はどのように取り扱っていますか？

多数決？、全会一致？

☆実際にあった裏話

～中島正郎説を持ち出してきた議事課長～

☆知っていますか？議員の寄附行為、etc

～公職選挙法に基づく

議員の寄附行為禁止とは？～

御香典、寸志、年賀状、御見舞は？

2014年

11月

21日

⑤議会の調査権とは

調査権は議会と委員会にだけあり、議員個人にはない。

また、議会では百条調査、委員会では所管事務調査や閉会中の継続調査事件に基づき調査ができる。
同法102条、103条、104条

⑥議会が議決した意思を尊重しよう

例えばの話だが、個々の議員が住民対象の「議会報告会」などを開催して、定例会の議案の議決状況の報告を行う場合、議会で決まった事実を報告することが求められる。

もし、議員個人の表決、例えば「私は〇〇議案に反対しました」という事で、反対した理由だけを報告すれば、住民が誤解する事になる。

☆実際にあった裏話

～100条委員会報告書議決後の

全員協議会での耳を疑う発言～

令和3年2月15日の臨時会において、100条委員会、「総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託」調査特別委員会の報告書が可決された。しかし、後日、開かれた全員協議会において、議会の議決を尊重しない発言が飛び出した。果たして、その発言内容とは？

- ・予備費をつかっていた
- ・市長の決裁文書
- ・議員としての発言と市民の話

◎議決は重い。制度を理解してから発言しよう

⑦決算審議における付帯決議で 議会の意思を明確に

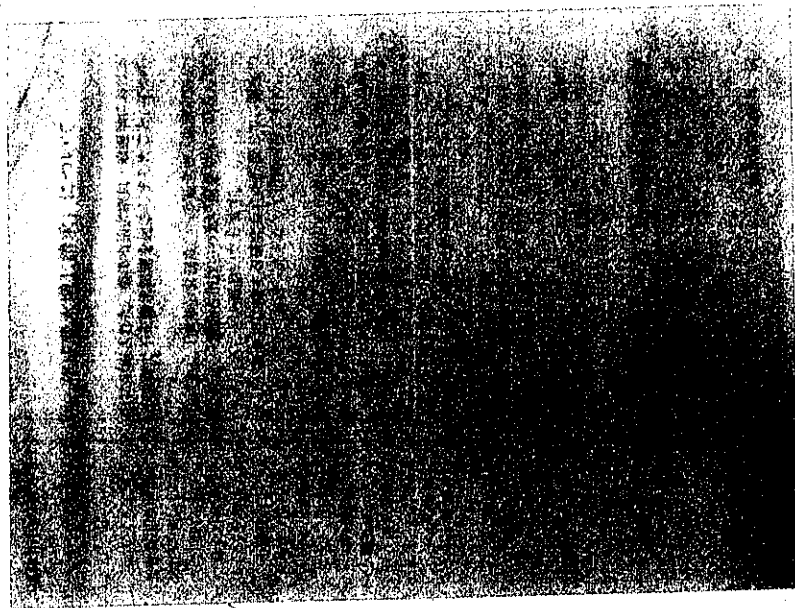
決算を認定して付帯決議を付けないと、議会としての意思が住民には理解できない。

決算審査・審議を予算審査・審議と同じく重視し、審査の成果を付帯決議で明確にする。

例えば、「この政策はもっとやるべきである」「決算結果を見て、足りない予算」などについて、付帯決議で明らかにする。

☆実際にあった裏話 ～市議会議員選挙時の公費負担金不正請求～

通称「ポスター問題」と称された問題の結末は。



- ・公費条例は自治体により様々です。みなさんの街は？
- ・議会基本条例の制定の前に規則や委員会条例の活用を
- ・辞職勧告決議への賛否
- ・議員の賛否の大事さ

⑧議会機能を使いこなそう

委員会における重要議案の審査では、参考人制度を活用し外部の意見を聴く。また、議案審査時、必要に応じて、委員派遣により現地を見る事が大切である。

そして、所管事務調査、継続調査事件の位置づけなど、議会が持っている機能を使いこなせる議会力をさらに身につけることができれば、審議がさらに深まるものと信じる。

・委員長ってどうやって決めていきますか？

⑨議会力の強化を図るための一方法

今回は一点に絞って提言したい。それは、常任委員会の委員を長く務めることである。

例えば、議員1期目4年、次も当選したら、再度4年、同じ委員会に所属すれば、委員会が所管する分野の専門家になれると考える。

このことで執行機関と丁々発止の政策論議が展開されるようになるのではないかという問題意識を抱き続けている。

⑩自治体の内部機関である議会から

住民へ発信を

議員が一般質問などで政策提言したことを首長がその提言を取り入れても、首長が「この政策は議員が一般質問で提言したことに基き実施していただきます」とは述べてない。

そこで、議員が提言したことで、市政に取り入れられた政策内容について、議長（議会事務局長）が、市長（総務部長）に要請して、それを列記した資料の提出を求め、議会のホームページや議会だよりなどに掲載すれば、住民が議会の働きを理解することになり、住民から「近くて近い議会」へ一歩近づくであらう。

⑪議会基本条例で規定されている

「反問権」へ一言

地方自治法において「反問権」の規定はなく、議会制度上、執行機関側が議員をやり込めるようなケースが出てくことは想定されていない。

また、地方自治法第121条では、「普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」と規定されている。

議会の審議に必要な説明のために出席している、首長はじめ執行機関側が、「なぜ、反問することができなのか？」というのが、私の違和感である。
「反問権」という言葉を聞くたびに、私の素朴な問題意識が顔を出す。

☆実際にあった裏話
～言論の危機！

議会広報調査特別委員会への公開質問状～

なぜ、私が公開質問状を提出するに至ったのか。

- ・議員たるもの
根拠を聞くこと
行動すること
勉強をして自信をもって闘うこと

一般質問・質疑の本質とは

～住民から「近くて遠い地方議会」から「近くて近い地方議会」へ～

福岡県福津市議会前議長 江上 隆行

はじめに

～議員就任後初の一般質問～

私が提出した、一般質問通告書に対して、二人の職員から違和感を覚える発言

収入未済額について

不納欠損の仕組み

質問したいことを職員から止められた時にはどうしたらいいのか

①「一般質問」とは何か

一般質問では、議員は特に首長の答弁を聴きたいのである。
また、政治的に重要な問題であればあるほど、市長に答弁を求め
めるのが二元代表制の原則である。

議員には答弁者を指名する権限はないが、一般質問は市政全般
(全事務事業)および市政の基本的な事を問うのが趣旨なので
、行政の責任者であり、政治的責任者である市長に、例えば、
議員が政策提言した事について、「やるのか、やらないのか」
などを質問するのが基本である。

答は市長にあり、
市長は答弁する。

市長は答弁する。

市長は答弁する。

市長は答弁する。

②私は何をめざして「一般質問」を行ってきたか

地方自治法において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする。」と規定されている。

そこで、地方自治体が「住民福祉の増進」を図るためには、家庭は家計が基本であるように、自治体も財政が基本であるという考えに基づき、長年にわたり、市長始め執行機関と財政論議を行ってきた。

当選後最初の一般質問では「市長の税に対する基本的認識を問う」を通告し、市長との政策論議に臨んだ。というのは、二つの町が合併して誕生した福津市では合併算定替や合併特例債など国の支援が10年間措置された。この措置は、市の行財政基盤の強化と行政の効率化を目的としたものである。

一般質問ではこの目的が果たされているか等の答弁を求めて、主に市の財政状況の推移、諸事業の現状と課題、諸計画の進捗状況、市の方向性などを質問してきた。

③私の「一般質問」の作り方

市の重要課題など当面質問したい事項を多くピックアップする。また、質問の優先順位も決めておくが、新たな問題が発生した場合は、最優先に取り上げる。そして、次の定例会で行う質問事項が決まったら、次に「質問の狙い」を決め、質問の狙いに基づき、市長から「どういう答弁を引き出したのか」を想定する。次に答弁を引き出すため、できる限り多くの質問案を作る。なお、福津市議会の一般質問は発言者の30分の持ち時間制を採用しているので、多くの質問案の中から持ち時間内で質問するための優先順位を決める。

また、当日の市長答弁を聞いたのちの質問時間などを想定して、時間に余裕のあるタイムスケジュールに基づき、質問案を作ってきた。なお、質問は議員自らの意見、提言を述べることができるので、長い発言も行ったこともあるが、「質問時間は短く」をモットーを基本とした。

④一般質問の準備と質問に関する調査の方法

まず、年間に行う一般質問事項の準備をする。定例会が閉会した翌日から、次の定例会で行う質問事項の準備に入り、質問事項と質問要旨の概要を決める。ただし、「一般質問」の作り方のところで述べたが、新たな問題が発生した場合は最優先に取り上げる。

また、質問に関する調査方法は、質問事項が国の政策と関連することであれば、総務省を始め諸官庁の所管部署に電話で問い合わせる。また、近隣の先進自治体は訪ね、遠方の自治体は電話で指導、助言を仰ぐ。そして、自治専門の新聞に目を通したり、市町村職員OBの学生時代の友人に見解を求める。とにかく、質問事項の事実調査、つまり裏付けをきちんと取って、一般質問に臨むことを肝に銘じていた。

なぜなら、政策論議の相手は行政のプロだからである。そして、一般質問の準備に費やす時間を計測したことはないが、ザックリではあるが、一定例会における一般質問の準備にかかる時間は、優に100時間は超えていたと思う。

ところで、住民から選ばれ就任した議員は、基本的には素人であるが、今や行政が複雑化しているもので、研鑽を重ね、見識を高めなければ、丁々発止の政策論議ができないし、住民に役立つ議員にはなれないと思う。なお、私が住民に役立つ議員であったかどうかの評価は自らできないので、その評価は住民に委ね、議員を引退した次第である。

質問のために気を付けること

- ・相手は行政のプロ
- ・しっかり準備をする
- ・裏付けをとる

⑤—一般質問通告書への 所管部門職員の質問取り

一般質問通告書は具体的に書くことが求められる。

その記載内容が抽象的であれば、行政職員は、「これはどういう意味でしょうか？」と議員に尋ねるのは構わない。

しかし、要件を満たす通告書を提出している議員への質問取りは質問権への介入と思われる。

☆実際にあった裏話
～議会改革研究会における
一般質問に関する物語～

同研究会において、座長の私に対するとんでもない発言。

⑥一般質問の具体例と解説

「財政を基本とする市長の市政経営を問う」において、「国が既に廃止している持ち家手当の支給をいつ廃止するのか」を問い、三回にわたる定例会において「持ち家手当を廃止するかしのか」を問い続け、三度目の正直で「持ち家手当を廃止するための調整を行う」旨の答弁を引き出し、私の質問の目的が達成された。

なお、質問の狙いは「正すべき事は正さなければ、行政に対する住民の信頼が損なわれる」ことである。要するに「ならぬものはならぬ」の精神で発言するのが、住民から負託を受けた議員の役割であり、また、議員が「怒るべき時に怒らないから、いんな問題が起こる」とも考えていたので、是々非々で市長との政策論議に臨んできた次第である。

但し、執行機関の良いところでキヤッチしたら、一般質問で讃えることも大切である。議員が讃えることで職員は自信を深め、地方公務員法で規定されている「職務専念義務」のモチベーションがさらに高まるであらう。

実際にあった裏話
財政課長が頭を痛めている？

閑話休題

- ① 地方議会に与党・野党はあるか？
- ② 専決処分に一言

⑥一般質問の具体例と解説

(1)地方交付税の仕組みについて、地方税収の増加見込額と基準財政収入額の関係とは？

(2)地方交付税の不交付団体とは？

行政経営の合理化のために議員が指摘するべし

⑦「質問」と「質疑」のルールを守ろう

事例を紹介する。一部事務組合議会議長を務めたことで、某企業団議会の議員に就任した。同企業団議会は、福岡都市圏の市議会議員、町議会議員15人で構成されている。

ところで、令和4年8月19日開会の同議会の本会議において、議長の許可を得て、一回だけできる「議事進行上の発言」を行った。それでは、なぜ？私は発言したのか。

それは、ある議員が、まず壇上で自分の意見を含め、長時間にわたり1回目の質疑を行った。その後、自席に戻り、1回目の答弁を受けた。再質疑、再々質疑も自分の意見を述べながらの質疑であった。同議員の約1時間にわたる質疑が終了した後、私は挙手をして、議長に「議事進行上の発言」を求め、議長の許可を得て、次の発言を行った。

「100の議会があれば、100の議会運営があると言われておりますが、只今の議事は、議案に対する質疑でございませう。質疑であれば、標準市議会、標準町村議会の各会議規則の発言内容の制限において、「議員は質疑にあたっては、自己の意見を述べることができないう」と規定されております。また、質疑は議案の疑問点を質す事です。

そこで、ただ今の質疑は当企業団議会の何に基づいて、議事運営を行っておられるのか。私の理解が及んでおりませんので、議事運営上の根拠、そして、議事運営に改善の余地がありますなら、議長に善処して頂くことを求め、発言を終わります。」

私の発言を受け、議長が「貴重な意見を頂きましたので鋭意、検討したい。」旨を述べた。

つまり、私の発言の趣旨は、議会における議員の言論の自由は、最大限保障されなければならないとするのが「発言自由の原則」である。民主的な運営が求められる議会政治は、討論と説得の政治であると言われており、言論を中心にして議論が進められる。従って「言論の自由」が最大限尊重されなければならない。ただし、議員の「言論の自由」は絶対的なものではない。一つは、規則等による制約である。標準市議会会議規則第55条「発言内容の制限」の第1項には「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。」そして、第3項には「議員は質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」と規定されている。スボーツルールがあるように、事を訴えたかわけである。

ればならないという事を訴えたかわけである。
今回の質疑は、当該企業団議会の慣例に基づき、議事運営であろうから、質疑を行なった議員を批判するものではない旨を付け加えた。

なお、令和4年11月18日開会の一部事務組合議会臨時会において、議長任期満了のため、議長を交代したことにより、同企業団議員を退任した。退任後、同企業団議会議長から「議事進行上の発言を頂いたことで、ほぼ会議規則に基づく議事運営へ改めることができました。」という趣旨の報告を受けた。私の「議事進行上の発言」をきちんと受け止めて頂いたことを嬉しく思った次第である。

他面、質問は議員自らの意見や提言などを述べることができる。また、政治は「不」がつく言葉を解消することが大切であると考えている。例えば、住民が思う「不満」「不足」「不備」「不利」「不安」などを解消する役割を議員は担っていると思う。ただ、高度経済成長時代とは異なり、現在は相対的に「あれもこれも」を実施できる財政力を備えた自治体は少ないと認識している。議員が無駄と考える事業があれば、一般質問できちんと提言し、市長の答弁を求めることが大切である。

「議会用語」をきちんと使おう！！

⑧予算審査と決算審査で 押さえておきたいポイント

①毎年6月頃、内閣府設置の「経済財政諮問会議」の議論に基づき、国が発表する、「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」これが核である。また、毎年12月上旬に閣議決定される「予算編成の基本方針」についても、同会議で議論されている。そこで、地方自治体の財政に大きく影響を及ぼす「骨太の方針」にザッと目を通し、こういうところに国は力を入れるんだナということを軽くつかんでおく必要がある。

②毎年8月頃、総務省が「総務省所管予算概算要求の概要」を発表し、「地方交付税の要求の考え方」などが発表される。この時点において、「入りを量りて出ずるを制す」で、予算編成に向けて「歳入」の見込みを立てる、自治体もあると聞く。

③各省庁が財務省に対し、翌年度の政策を実行するために必要なおおまかな予算を要求することを「概算要求」と言う。これは、歳入、歳出、継続費、繰越明許費、国庫債務負担行為の見積りからなり、財政法第17条に基づき、毎年8月末までに財務省へ提出しなくてはならない。

④毎年、12月末に発表される「地方財政対策」。これは、総務省が国の予算編成作業と並行して「地方財政計画」の策定作業を進め、その過程において、翌年度の地方財政全体の収支が算定され、所要の財源との間に過不足が発生する場合、それが均衡するように財源対策が行われる。この財源対策が「地方財政対策」であり、国の予算の概算決定に先立ち、総務省と財務省の折衝が繰り返された後に決定される。

余談だが、この折衝時の名言がある。名言の主は、小泉政権で財務大臣に就任した「塩じい」こと塩川正十郎氏である。同氏は歳出改革を先導した人で、「母屋でおかゆをすすっているときに、離れですぎ焼きを食べている」という名言を残している。母屋とは「一般会計」、離れとは「特別会計」を指しており、当時の一般会計予算107兆円に対し、特別会計予算は493兆円であったと認識している。

⑤「地方財政計画」は内閣が毎年度作成し、毎年2月頃、国会に提出するとともに一般に公表する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額である。

以上述べた、国の大きな流れを見ながら、要所をつかむことが大切であり、これを、予算審査で生かして頂きたい。

予算などの国の動きは、別世界で起っているものではなく、大なり小なり、必ず地方自治体との関係が出てくる。例えば、現在、話題となっている「異次元の少子化対策」などは、必ず自治体の予算にも影響してくる。このようなタイムリーな国の動きも注視することが、地方議員には求められると思う。

決算審査においては、

「当該予算を執行して、どのような効果があったのか」

「住民福祉の増進にどれだけ寄与したのか」

などの質疑が求められるであろう。また、財政は数字と率を追いかける必要があるわけだから、決算審査の時に提出される「決算報告書」内の普通会計決算カードに基づき、私は毎年度「普通会計決算分析表」を作っていた。作成の意図は決算において、前年度と比較して、何が大きく変動（増減）したのかを見て、数字と率に基づき質疑を行ってきた。また、財政課職員は、当該年度の決算分析の結果をどのように見ているのか。当該年度の決算を通じて見えてきた福津市の財政の展望などについて、質疑を行い決算審査に臨んできた。

その他議案審査時のポイント

- ① コロナ後の自治体財政はどうか？
- ② 決算の数字だけを追いかけない。単年度だけ見たら間違える視点とは？
- ③ 費用対効果が高いお金の使い方とは？

全国市議会議長会・国と地方の協議の場等に関する特別委員会における発言内容とは？

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目一つにチェックを入れる	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)	令和 7 年 12 月 25 日 (木) ～27 日 (土) 愛知県高浜市、半田市他視察
	1. 運賃及び宿泊費セット料金 67,450 円
	2. レンタカー燃料代 7,623 円 (2 台分) ÷ 10 人 = 762 円
	3. ホテル駐車場料金 3,000 円 (2 台分) × 2 日 ÷ 10 人 = 600 円
	4. 高速代 12,130 円 ÷ 10 人 = 1,213 円
	5. 視察先受講料 30,000 円 ÷ 10 人 = 3,000 円
	6. 視察先駐車場代 1,880 円 ÷ 10 人 = 188 円
	7. 視察先入館料 5,000 円 ÷ 10 人 = 500 円
	8. 視察先手土産代 (送料含む) 9,130 円 ÷ 10 人 = 913 円
	合計 74,626 円
※ 領収書は別紙のとおり	

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。

領収証

(株) ワールドツーリスト

適格請求書発行事業者登録番号 T9070001017144

領収証管理番号

発行日

2025年12月04日

松井 篤 様

このたびは、当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額、正に領収いたしました。

¥30,000*

ご旅行お申込金として

ご入金内訳

取引日	種別	相殺領収書管理番号	金額
2025/12/04	現金		30,000
	入金計		30,000

発行店舗

桐生店

〒376-0011

群馬県桐生市相生町1-124-1マーケットシティ桐生

TEL : 0277-55-5381

取扱担当者

※取扱担当者印の押印がないものは無効です。

領収証

(株) ワールドツーリスト

適格請求書発行事業者登録番号 T9070001017144

領収証管理番号

発行日

2025年12月11日

松井 篤 様

このたびは、当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額、正に領収いたしました。

¥37,450*

ご旅行代金として

ご入金内訳

取引日	種別	相殺領収書管理番号	金額
2025/12/11	現金		37,450
	入金計		37,450

発行店舗

桐生店

〒376-0011

群馬県桐生市相生町1-124-1マーケットシティ桐生

TEL : 0277-55-5381

取扱担当者

※取扱担当者印の押印がないものは無効です。

貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

株式会社トヨタレンタリース愛知

名古屋新幹線口店
名古屋市中村区椿町21-13

電話番号 052-452-0100

発行年月日: 令和 7年12月27日
貸渡N: 6107905

称 中 村 正 義 様
所 群馬県みどり市笠懸町阿左美1566-11

する車両>

レンタ3L(22/8-) 燃料 ガソリン
名古屋 507わ4737

ス W1-K 車両クラス W1-K

用内容>

予 定 貸 渡	貸 渡	メーター(Km)
12月27日12時00分	12月27日12時47分	475
12月25日11時14分	12月25日11時14分	282
2日 0時間46分	2日 1時間33分	193

リ その他 料金割引率 0%

安心Wプラン 1

乗車人数 0名

店舗名古屋新幹線 052-452-0100 返却府県県内

名 中 村 正 義 様

項 目	予定料金	精算料金
基本料金	22,275	23,760
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小 計	22,275	23,760
免責補償料	3,300	3,300
特別装備料	0	0
添付品料金	1,650	1,650
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		2,294
引取配車料	0	0
ご 利 用 額	27,225	31,004
リース無償代車		0
N O C		0
免責実費料		0
お 支 払 額	27,225	31,004
予 約 金	0	0
船 乗 車 券	27,225	27,225
当日預り金	0	0
預り金合計	27,225	27,225
マイル・ポイント利用	0	0
ご 請 求 金 額	0	3,779

株式会社 トヨタレンタリース愛知

登録番号: T3180001008955

今回ご利用額 3,779円
10%対象 3,779円 内消費税 343円

 TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

 0800-7000-111 無料

<http://rent.toyota.co.jp>

この請求金額	現金 3,779
支払内訳	
金額	
内訳	

領 収 書

領収書N: 0038977

令和 7年12月27日

中 村 正 義 様

様

Receipt

領 収 金 額 3,779 円

(税抜金額 3,436 円)

現金・小切手 3,779 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 名古屋新幹線
住 所 名古屋市中村区椿町21-13
電話番号 052-452-0100

株式会社トヨタ

愛知

収入印紙

扱者印

貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

株式会社トヨタレンタリース愛知

名古屋新幹線口店
名古屋市中村区椿町21-13

RA610R
発行年月日: 令和 7年12月27日
貸渡N: 6107894

電話番号052-452-0100

東 塩 野 央 弥 様

する車両>

シエン3リ(22/8-) 燃料 ガソリン
名古屋 507わ4719

ス W1-K 車両クラス W1-K

内容>

予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
12月27日12時00分	12月27日12時45分	389
12月25日11時15分	12月25日11時15分	191
2日 0時間45分	2日 1時間30分	198

その他 料金割引率 0%
安心Wプラン 1

乗車人数 0名
店舗名古屋新幹線 052-452-0100 返却府県県内
塩 野 央 弥 様

項 目	予定料金	精算料金
基本料金	22,275	23,760
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小 計	22,275	23,760
免責補償料	3,300	3,300
特別装備料	0	0
添付品料金	1,650	1,650
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		2,359
引取配車料	0	0
ご利用額	27,225	31,069
リース無償代車		0
N O C		0
免責実費料		0
お支払額	27,225	31,069
予 約 金	0	0
船 乗 車 券	27,225	27,225
当日預り金	0	0
預り金合計	27,225	27,225
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	0	3,844

株式会社 トヨタレンタリース愛知
登録番号: T3180001008955

今回ご利用額 3,844円
10%対象 3,844円 内消費税 349円

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111

<http://rent.toyota.co.jp>

現金	3,844
この支払内訳	
ご請求金額	
ご請求金額	
ご請求金額	

領 収 書

領収書N: 0038976
令和 7年12月27日

野 央 弥 様

領収金額 3,844 円

(税抜金額 3,495 円)

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、振替印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 名古屋新幹線
住 所 名古屋市中村区椿町21-13
電話番号 052-452-0100

株式会社トヨタレンタリース愛知

本社 名古屋市昭和区御園町6-6

収入印紙

振替印

エスカ駐車場
TEL452-1185
管理室

領収証

入庫日時 2025年12月25日 17時34分
精算日時 2025年12月26日 08時44分
No.23-002062 券No.11-434004

駐車料金(料割) 7000円
割引 (料割) 1枚
5500円

料金計 1,500円
投入現金 2,000円
釣銭額 500円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T5180001029594
株式会社エスカ

エスカ駐車場
TEL452-1185
管理室

領収証

入庫日時 2025年12月25日 17時40分
精算日時 2025年12月26日 08時44分
No.23-002063 券No.11-434012

駐車料金(料割) 7000円
割引 (料割) 1枚
5500円

料金計 1,500円
投入現金 1,500円
釣銭額 0円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T5180001029594
株式会社エスカ

エスカ駐車場
TEL452-1185
管理室

領収証

入庫日時 2025年12月26日 17時05分
精算日時 2025年12月27日 08時55分
No.23-002074 券No.11-434957

駐車料金(料割) 7000円
割引 (料割) 1枚
5500円

料金計 1,500円
投入現金 2,000円
釣銭額 500円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T5180001029594
株式会社エスカ

エスカ駐車場
TEL452-1185
管理室

領収証

入庫日時 2025年12月26日 15時34分
精算日時 2025年12月27日 08時55分
No.23-002075 券No.11-434829

駐車料金(料割) 7000円
割引 (料割) 1枚
5500円

料金計 1,500円
投入現金 1,500円
釣銭額 0円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T5180001029594
株式会社エスカ

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 大高
TEL 0562-47-1530

25年12月25日 車種 普通

通行料金 ¥310-
現金 ¥310-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社(ARC)

愛知県半田市市洲町3-100

取扱番号215-01111628-04472

ご利用ありがとうございます。

利用証明書 ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 大高
TEL 0562-47-1530

25年12月25日 車種 普通

通行料金 ¥310-
現金 ¥310-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知道路コンセッション株式会社(ARC)

愛知県半田市市洲町3-100

取扱番号215-01101628-04472

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書
料金所 星崎 車線06
25年12月25日16時37分
普通
通行料金 ¥1,300-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)
登録番号: T2180005003474
----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

- この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。
- 名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。
- 通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。
- 紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書
料金所 名駅 車線01
25年12月25日11時41分
普通
通行料金 ¥910-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)
登録番号: T2180005003474
----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

- この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書
料金所 星崎 車線06
25年12月25日16時36分
普通
通行料金 ¥1,300-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)
登録番号: T2180005003474
----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

- この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。
- 名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。
- 通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。
- 紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----
お問い合わせ 名古屋高速お客様センター
受付時間/ 9:00~19:00 (年末年始除く)
TEL (052) 919-3200
213-6507-0027

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書
料金所 名駅 車線01
25年12月25日11時40分
普通
通行料金 ¥910-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書
料金所 名 駅 車線 01
25年12月26日 9時06分

普通
通行料金 ¥910-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)
登録番号: T2180005003474
----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----
お問い合わせ 名古屋高速お客様センター
受付時間/
9:00~19:00 (年末年始除く)
TEL (052) 919-3200
104-1323-0014

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書
料金所 名 駅 車線 01
25年12月26日 9時05分

普通
通行料金 ¥910-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)
登録番号: T2180005003474
----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----
お問い合わせ 名古屋高速お客様センター
受付時間/
9:00~19:00 (年末年始除く)
TEL (052) 919-3200
104-1323-0013

名城公園正門前駐車場
名古屋市

登録番号: T3000020231002
名古屋市みどりの協会
名古屋城振興協会グループ

2025-12-27 10:40
023656

駐車料金 540 ¥540

対象計 1点
内税 10.0% ¥540
現金 ¥49
¥540

名城公園正門前駐車場
名古屋市

登録番号: T3000020231002
名古屋市みどりの協会
名古屋城振興協会グループ

2025-12-27 10:41
023657

駐車料金 ¥540

対象計 1点
内税 10.0% ¥540
現金 ¥49
¥540

領収書

2025年12月26日

森古田島和茂 殿 ¥3,000-

シオ会費		視察費	¥3,000
除料		入会金	
用料			
コグラム			

の金額、正に領収致しました

(注) お客様名・金額・領収月日を訂正したもの、社印・取扱者印のないもの、複写記入でないものは無効です。

消費税	円
消費税	円
消費税	円



Socio NARAWA

特定非営利活動法人ソシオ

登録番号 T3180005012441

TEL (056) 475-09

収入印紙
5万円未満
非課税

取扱者印

UB

ラフ

目8番地

6-7773

領収書

事業者名: エムエス椿町パーキング
登録番号: T914000102000

ご利用車室 No.036

入庫日時 2025/12/26 15:19

精算日時 2025/12/26 17:01

ご利用額 800円

現金受入額 1000円

お釣り 200円

領収額 800円

(適用税率 10%)

但し 駐車場ご利用代金として

エムエス椿町パーキング

No.00-2518-251226-008E

ご利用ありがとうございます。
利用証明書
ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 大高
TEL 0562-47-1530

25年12月26日 車種 普通

通行料金 ¥730-
現金 ¥730-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知県道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号214-00621401-04481

ご利用ありがとうございます。

利用証明書
ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 大高
TEL 0562-47-1530

25年12月26日 車種 普通

通行料金 ¥730-
現金 ¥730-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知県道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号215-00151400-04481

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 星崎 車線06
25年12月26日 14時06分

普通

通行料金 ¥1,300-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

登録番号: T2180005003474

----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----

お問い合わせ 名古屋高速お客様センター
受付時間/

9:00~19:00 (年末年始除く)

TEL (052) 919-3200

213-6605-0009

ご利用ありがとうございます。

名古屋高速道路公社

領収書

料金所 星崎 車線07
25年12月26日 14時05分

普通

通行料金 ¥1,300-
現金

(通行料金は消費税10%対象です。)

登録番号: T2180005003474

----- (切り離し無効) -----

通行証

本券は名古屋高速道路の
ご利用最終出口まで必ず
お持ちください

●この通行証を発行した料金所を通過後、名古屋高速の出口を出ることなく、本線料金所及び出口料金所を通行する場合は、この通行証をご提示ください。

●名古屋高速道路を一旦出た場合は無効となります。

●通行証はお渡しした車両に限り有効です。譲渡、交換はできません。不法に料金を免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を頂きます。

●紛失にご注意ください。紛失しますと本線料金所及び出口料金所で再度料金を頂きます。



----- (切り離し無効) -----

お問い合わせ 名古屋高速お客様センター
受付時間/

9:00~19:00 (年末年始除く)

TEL (052) 919-3200

213-7205-0002

ご利用ありがとうございます。

利用証明書
ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 半田中央
TEL 0569-27-6669

25年12月26日 車種 普通

通行料金 ¥420-
現金 ¥420-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知県道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号205-00670941-04469

ご利用ありがとうございます。

利用証明書
ARC

料金所では一旦停車してください。

料金所 半田
TEL 0569-21-2651

25年12月26日 車種 普通

通行料金 ¥470-
現金 ¥470-

本書は領収書です。

本通行料金は消費税10%対象です。

登録番号: T2180001124464

愛知県道路コンセッション株式会社 (ARC)

愛知県半田市彦洲町3-100

取扱番号205-00080940-04469

No. 28		領 収 書	
納 入 者	みどり市議会 様		
金 額	千	百	拾 万 千 百 拾 円
			75000-
①%対象	5000 円/うち消費税 454 円		
ただし、	名古屋城観覧料		
	@ 500 円	10 人	@ 2,000 円 人
	@ 円	人	@ 円 人
	令和 7 年 12 月 27 日 領収済		
(出納員氏名印)	名古屋城サービス共同事業体 現金出納員 名古屋城振興協会		

領 収 証

みどり市議会 元和フアラ代表 様
西田島和茂

No. _____

★

¥ 9,130.-

内 訳	
現 金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但

作中

7 年 10 月 18 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

和菓子処 文屋大塚

代表 大塚 隆

〒379-2313 群馬県みどり市笠懸町鹿255

TEL 0277-76-3960

(様式1)

研修・視察報告書

令和8年3月24日

みどり市議会議長
杉 山 英 行 様

みどり市議会議員 松井 篤

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

期間	令和7年12月25日(木) ～ 令和7年12月27日(土)
研修・視察先 及び所在地	12月25日(木) ・高浜市役所 愛知県高浜市青木町4-1-2 12月26日(金) ・ソシオ成岩スポーツクラブ 愛知県半田市昭和町3-8 ・ボートレース常滑 愛知県常滑市新開町4-111
参加者氏名	宮崎武、古田島和茂、須藤日米代、須永信雄、深澤輝彦、中村正義、 柴崎訓佳、松井篤、塩野央弥、藤生吉顕
目的	1. 高浜市における庁舎リースについて 2. 総合型地域スポーツクラブの学校体育館指定管理について 3. ボートレース常滑の競艇施設について
概要	別紙のとおり
成果・所感	別紙のとおり

※「目的」「概要」「成果・所感」は別途書式に替えることができる。

※「成果・所感」は、参加者全員が記入する。



1. 高浜市における庁舎リースの概要、成果・所感

(1) 概要

高浜市は、名古屋市から南東へ 25 km に位置し、延長 5.4 km の海岸線部は標高 2m で高台でも標高 5m 程度しかなく、面積 13.11 km² の大部分が平坦部になっている。人口は 5 万人弱と愛知県の市の中で 3 番目に少ない。

そうした中、リース方式による合理的な公共施設機能の実現や少人数の職員数等により、財政負担を可能な限り節減かつ平準化を図り、歳出総額を 180 億台に抑え財政力指数も 1 を超える普通交付税不交付団体になっている。

(2) 成果・所管

① 新庁舎の必要性

旧庁舎が耐震基準を満たしておらず、南海地震等の大地震が発生した場合には防災拠点としての機能が果たせず業務の継続が困難であった。

② 庁舎のリースに向けた新庁舎建設の整備スケジュール

設計期間=平成 27 年 3 月～10 月、庁舎棟建設期間=平成 27 年 11 月～平成 28 年 11 月、新庁舎での業務スタート=平成 29 年 1 月、旧庁舎解体・会議棟及び駐車場整備=平成 29 年 5 月～平成 30 年 6 月、会議棟・駐車場整備の供用開始=平成 30 年 6 月。

③ 新庁舎の整備方法

庁舎としてのステータスを求めず、防災性能やユニバーサルデザインを理念に新たな庁舎の在り方を事業者提案し、建設を民間事業者が行い建設された建物を賃借する庁舎リース方式を採用。

④ 新庁舎整備の基本方針

・IT 化の進展により今後の行政事務の在り方・行政サービスの提供方法も変化することが想定され、現在のスペースが必ずしも必要とは限らない。

・庁舎は地方公共団体の事務所として位置づけられるので、シンボリック的な建物を求めず、執務面積を 3,800 m² から 3,500 m² に縮小しコンパクトな庁舎を基本に、建設費の縮減を図り、その分他の公共施設の更新や大規模改修等の費用に充てる。

⑤ 新庁舎の賃貸借期間を 20 年間にした理由

旧本庁舎の耐用年数を 60 年とした場合、築後 35 年を経過しているため耐震補強をしても耐用年数は 20 年が見込まれ、建て替えや設備についても約 20 年後に更新する時期が来ることが考えられ、大規模改修とその後の維持管理費・解体撤去費の合計が 33 億円程度かかることが想定されるので、負担額の上限を約 33 億円に定めそれを下回る総額枠を設定し、20 年間に毎年 1.7 億円という金額で支払額を平準化させた。

以上

こうした高浜市の先進的な取り組みを研修することができ大変貴重な体験をさせていただき有意義であった。しかし、みどり市の庁舎建設の参考にするのには、リース期間等まだまだクリヤしなければならない多くの課題や留意点もあり、一つの手法として

「庁舎リース」もあると理解する程度にとどめたい。

2. 半田市における総合型地域スポーツクラブの学校体育館指定管理の概要、成果・所感

(1) 概要

半田市は、学校週5日制の実施を見据えた平成8年に、全国に先駆け、週末の子供たちを地域で支えようと5つの中学校区に総合型地域スポーツクラブが設立され30年目を迎える。民間事業者等の創意工夫を活かし、市民サービスの向上とスポーツ施設のより効率的な運営を図るため、公募による指定管理者制度を導入し、この総合型地域スポーツクラブが中学校体育館の管理・運営を行っている。

また、文部科学省等が「教員の働き方改革」として進める「部活動の地域展開」の先進モデルとして、いま改めて全国から注目されている。

(2) ソシオ成岩^{なまわ}スポーツクラブの場合

① 予算規模 102,238 千円(2012 年度)、会員は小学生=560 人・中学校=418 名を含ね2,700 名

② 地域と学校との連携による地域づくりを進め、総合型地域スポーツクラブとしての定型を示し、半田市の生涯スポーツの環境づくりを進めている。

③ 学校教育に支障のない範囲で、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場所として開放している。

④ 課題

- ・学校部活動の地域展開への地域指導者の確保(教員が土日祝日も指導しており実態は変わらない)。

- ・会員の会費のみを財源とする総合型地域スポーツクラブは、教員への謝金の支払いが困難。

- ・試合が土日祝日に行われるため、土日祝日に中学校部活として試合に参加することが多い。平成24年から中学校部活については、学校長の判断によって部活として実施できるよう運用を改正。

- ・土日祝日の活動には総合型地域スポーツクラブの会費を払わなければならない、教員・保護者の理解を得るのが困難。

- ・学校や地域とのアツレキがあり今後続くと思う。特に学校とのアツレキが強い。

(3) 成果・所感

① 公共施設の再編成は、「足す」ではなく「混ぜる」ことにより新たなカタチを想像する。

② 構えてスポーツや運動をするのではなく、普段着で着替えなくても何時で出来る環境を創ることが大事である。

以上

こうした半田市の総合型地域スポーツクラブ(ソシオ成岩スポーツクラブ)の先進的な取組や課題について、貴重な生の声を聴くことができ、特に学校部活動の地域展開に

向けた取組みは大いに参考になった。

3. ボートレース常滑の競艇施設及び事業の概要、成果・所感

(1) 概要

ボートレース常滑は、昭和28年7月に初開催をしており、昭和32年5月に全国24場中24番目に誕生したボートレース桐生より歴史がある。施行者は常滑市であるが、昭和34年9月の伊勢湾台風により半田競艇場の施設が甚大な被害を受け競走場を廃止したため昭和39年7月より半田市営分として月2日間半田市が開催している。

(2) 成果・所感

総工費62.4億円で新スタンド建築と共に30メートルの防風ネットを設置し強風時においても安定したレース開催が可能となった。また、令和3年11月の「新スタンド」オープンに合せ、総工費6.09億円で6カ月～12歳の子どもが遊べる施設として300円で利用できる「Mooovi とこなめ」や、総工費4.28億円で子供から大人まで多世代交流ができるコミュニティの拠点として無料で利用できる「Gruur とこなめ」もオープンさせている。

ボートレース常滑の先進的な取組を視察し、改めて子供から大人まで楽しめるファミリーパーク的な要素が重要であることを再認識されました。令和7年1月にオープンしたスケートボードやバスケットボールの3X3で構成された「みどろスastreetパーク」に続く第2段として、今後のボートレース桐生の施設整備に活かしていきたいと思えます。

令和7年度会派行政視察研修についてご報告いたします。

視察調査期日は、令和7年12月25日から27日まで。調査団は、公明クラブ1名、新政クラブ3名、広和クラブ6名で愛知県高浜市、同県半田市にて調査を行った。

◎一日目 令和7年12月25日(月) 午後2時00～3時30分

高浜市役所会議室

1. 高浜市役所本庁整備事業～リソース方式による合理的な公共施設機能の実現～

(1)高浜市の概要

市長：杉浦康彦(ささき としお)

副市長：神谷 直子(かみや なおこ)、副議長：長谷川 広昌(はせがわ ひろまさ)

議長報酬：450,000 円、副議長報酬：387,000 円、議員報酬：361,000 円

職員定数：14 人

人口：48,940 人(R7.10/1 現在)、世帯：21,771 世帯

年少人口比率：6.681(13.65%)

生産年齢人口比率：32,633(66.68%)、高齢者人口比率：9,626 人(19.67%)

職員数：約 280 人

面積：13.11 ㎡

財政力指数 1.01 経常収支比率 97.6 公債費負担比率 7.5

(令和5年度高浜市財政状況資料集)

(2)高浜市の地形及び主な産業

高浜市は、日本のほぼ中央にある愛知県三河平野の南西部に位置している。中央地方の中心都市である名古屋から南東へ25kmのところにあつて、東は安城市、西は衣浦港をへだてて半田市、南は碧南市、北は刈谷市に接している。東西4.2km南北5.5km面積は13.11km²で、地質については、洪積地と沖積地に分けられるが、大部分は洪積地からなっており、比較的新しい第4紀層新世代の発達したもので、標高5mの洪積台地と河川流域及び海岸一帯の沖積層の標高2mの低地よりなり、海岸線は延長5.4kmにおよび衣浦大橋によって知多半島と結ばれている。

市域の大部分が平坦で面積が限られていることから、将来の社会経済の動向や、人口の増加を予測したうえでの住居用地、商業用地、工業用地などを理想的な形に配置した市街地づくりを進めている。人口は、愛知県の市の中では、弥富市、新城市に次いで少ない。

(3)高浜市役所本庁整備事業の取り組み

・庁舎整備における20年間の負担額の上限を約33億円と定めた。これは、日本庁舎が築

後35年経過し、耐震補強をしても耐用年数は20年と想定され、大規模改修とその後継管理費、解体撤去費の合計が約33億円であり、それを下回る総額という枠を設定した。つまり、20年間に毎年約1億7千万円という金額で支払額を平準化させることになり、財政計画上の固定経費として確定させることができた。

・庁舎整備額の上限を決めたことにより、面積拡大に歯止めをかけた。多くの自治体では、庁舎の設計段階で、各部署、職員からスペース増の要求が出され、その積み上げ作業の中で、2.3割の面積増となる傾向にある。この傾向は、自分のスペースは十分に確保したい要求から、現状より削減するという発想にはならないという、人間心理の積み重ねに要因がある。したがって、整備費の上限を確定する根拠が十分でないこと、歯止めをかけることは非常に難しい。

・リース契約によって、「終期」が設定されるので、その期間における時代の変化を反映させて、次のリース期間には庁舎機能や設置形態の変化を反映させることができる。

1. 本庁舎整備事業の背景・経緯

1) 旧庁舎の老朽化

建設時期：昭和52年2月28日竣工。基本方針策定時(平成26年)において、建設後約35年が経過。老朽化に対する改修は未実施。耐震化が未実施のため、災害時の防災拠点としての機能の確保、業務の継続ができない。⇒耐震化・老朽化対策が急務

- ・H15年度 耐震診断実施 IS値 東方向0.39 南北方向0.4 (基本設計)
- ・H21年度 庁舎耐震改修及び劣化改修計画 (基本設計)
- ・H22年度 高浜市庁舎耐震改修等整備再検討 (庁舎賃借)
- ・H24年度 公共施設あり方検討委員会提言 (庁舎賃借)
- ・H25年度 庁舎のあり方検討
- ・H26.1 基本方針策定・公表「新しい地域活動拠点の形成を目指して」
- ・H26.8 高浜市役所本庁舎整備事業要求水準書公表
- ・H27.1 事業者選定

2) 本庁舎整備事業のポイント(基本方針)

- ① 整備コストや将来の維持管理コストの低減
- ② 整備費用を削減し、その財源を老朽化が著しい高浜小学校建替え整備に振り向ける
- ③ 行政を取り巻く環境変化への対応等のため、保有形態の見直しによる賃借やリース等も視野に入れた民間事業者のノウハウ・能力等を最大限活用した新たな事業方式による提案を募集

3) 提案を求める施設条件(実施方針)

- ① ユニバーサルデザインの理念を取り入れること
- ② 一定の防災性能を有すること

【新築の場合】構造体の重要度係数は1.25、72時間程度の自家発電設備等

③ 市庁舎機能、多目的活用ゾーンを必須機能、多目的活用ゾーンと執務ゾーンのセキ
ュリティ確保

④ 事業用地 原則事業者で用意(20年間等)

4) 本庁舎整備事業の基本的な考え方(要求水準)

① 市庁舎としてのステータスは求めず、事業者による新たな市庁舎のあり方の提案を
受け付ける。

② 市は事業者から賃借等で20年間庁舎として使用し、市の財政負担の軽減と平準化
を図る。

③ 現行の庁舎機能を加えて、市民の多目的利用を図る

④ 他の公共施設の集約化、まちづくりに貢献する収益機能により余剰容積を活用する
⑤ 市役所本庁舎といきいき広場の執務機能を再編し、新たなサービス提供システムを
構築する

5)20年間とした理由

●旧庁舎の耐用年数を60年とすると、残期間が約20年で建替えの時期が到来

●IT化の進展により、今後の行政事務のあり方、行政サービスの提供方法も変化するこ
とが想定され、現在のスペースが必ずしも必要とは限らず、ある程度の期間で見直す。

●建物内の設備は約20年で更新が必要

2. 本庁舎整備事業の概要

1)事業概要

●事業内容

・民間事業者から施設を賃借する

・事業者は、施設を活用した地域活動拠点機能の形成を目指す。

・事業者は、維持管理・運営業務等を実施する

・事業者は、旧庁舎の解体撤去、外構等の整備を行う

●事業期間

・供用開始から20年間

2)施設・立地の条件(実施方針・要求水準)

●施設及び立地の条件(いずれか)

①市内の既存民間施設の活用

②事業者にて用地を確保し施設を新築

③旧市庁舎敷地を使用して施設を新築

3)施設の条件

●施設機能

①市庁舎機能

②市庁舎の多目的活用ゾーン(議場の多目的利用)

③他の公共施設の複合化・合築

④収益機能の複合化・合築

⑤庁舎といきいき広場との連携

●面積

建物延床面積 約5,000㎡用途⇒建物延床面積 約3,700㎡(旧庁舎7,700㎡)

4)議場(多目的ホール)の利用手続き

①議場(多目的ホール)の利用に関する要綱を制定し、市民のまちづくり活動に資するた
め、議場(多目的ホール)の利用について必要な事項を定める

②利用時間は、平日は午後6時から午後9時まで、休日は午前9時から午後9時まで、
ただし、議会開催期間や選挙事務に利用する日を除く

③利用できる者は、市内に在住、在勤、又は在学しているものとし、利用1時間につき
1,500円の利用料を納付

④これまでに2件の利用、「緊張感のある雰囲気味わうことができて楽しかった」「議
場を見る機会が少ないが機会をやっているようにいい経験になった」などの感想

5)事業費の条件(要求水準)

旧庁舎を耐震改修等して20年間利用した場合を想定

耐震改修費等 19億2,800万円

解体処分費 1億3,900万円

維持管理・運営費 12億5,700万円

合 計

⇒この額を下回る金額の提案を求める

年平均 1億6,600万円

6)事業スキーム

商 浜 市

事業用借地契約

民間事業者

(土地を所有)

(建物を所有)

無償借地(一部有償借地)

賃貸借契約

賃料・維持管理費

・基本方針

・構想策定

・設計への意見

・業務の監督

・資金調達

・基本設計、実施設計

・設計業務

・建設、工事管理

- ・諸君庁手続
- ・維持管理、運営

7) 事業費

- 事業費 当初 30億7,734万円 (税別)

8%税込みでは33.2億円であり、募集時上限事業費と同額

●内訳(税別)

施設整備費(設計費含む)	19億1,020万円
維持管理費(3年毎物価変動反映)	6億6,600万円
運営費(3年毎物価変動反映)	2億3,114万円
光熱水費(※)	2億3,000万円
解体費	4,000万円

※光熱水費は市が直接支払うことに変更要約(平成28年12月)

8) 事業費

事業完了後の施設の取り扱い

- 事業契約上、原則更地にして返還

- いきいき広場(分庁舎機能)との利用を含め、行政事務の状況を踏まえて事業者と協議

例えば ・施設を継続して庁舎として使用

- ・他の機能へ転換

9) 市民の利便性

- 子ども未来部・教育委員会がいきいき広場に配置され、子育てに関する部署が1か所に集まり、相談等しやすい環境になった。

- 転出入の際には、本庁舎での手続きの後、児童手当の手続きや学校に関する相談等を行う場合には、いきいき広場に出向く必要があり不便

- 休憩、市内循環バスの待合スペースなどに、チャレンジスペースが活用できる

10) 職員の利便性

- 2階は、執務スペースの間の通路にミーティングスペースを設けたことで、職員同士・市民・業者との打合わせが気軽にできる

- コンパクトな建物のため他部署との距離が近い

- OAフロアを置き置きタイプとして、レイアウト変更がしやすくなった

- 議会閉会中の職場を有効活用できるようになった

- いきいき広場では、子どもからお年寄りまで、福祉・子育て・教育の観点から、連携しやすい

- 食堂や常設の売店が無く不便

11) 庁舎管理業務

- 庁舎の維持管理。運営は、維持管理業者が一括して実施 →

- ・各種契約事務や設備ごとに異なる業者との調整をする必要が無くなり、負担軽減
- ・トラブル等発生時も、建物管理の専門家である維持管理業者に一括して相談可能
- ・業者による建物の定期巡回により、日常の維持管理の品質が向上

- 個別の細かい事業については、実際に運用していく中で協議を行うこともある

○愛知県半田市の概要（二日目） 午前10時00分～11時30分

愛知県半田市昭和町3-8

NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ協議室

市長：久世 孝宏（くぜ たかひろ）
副市長：山本 卓美（やまもと たかよし）
議長：石川 英之（いしかわ ひでゆき）
副議長：岩田 玲子（いわた れいこ）
議長報酬：547,000円
副議長報酬：496,000円
議員報酬：460,000円

人口：115,321人（男性58,440人、女性56,881人）（12/1現在）

世帯：53,664世帯

面積：47.42km²

議員定数：20人

財政力指数0.96 経常収支比率83.4 公債費負担比率4.6

（令和5年度高浜市財政状況資料集）

※ 昭和33年には半田市議会が「原水爆実験禁止並びに核兵器持込み反対核非武装宣言」に関する決議を行い、日本で初めて非核を宣言した市となった。市制55周年の節目である平成5年には「非核・平和都市宣言」の決議を行った。

1. 地勢等

半田市は、名古屋市の南、中部国際空港の東にあり、知多半島の中央部東側に位置している。古くから開運業、醸造業などで栄え、知多地域の政治・経済・文化の中心都市として反響してきた。半田市の象徴は、「山車」「蔵」「赤レンガ」。山車祭りの歴史は古く、300年余の歴史があり、その伝統や文化を現在に受け継いでいる。春に曳き廻される山車は、精緻を極めた彫刻、華麗な刺繍、精巧なからくり人形などが備えられ、その壮麗な姿は「はんだびと」の誇りである。なかでも「亀崎潮干祭の山車行事」は、ユネスコ無形文化遺産に登録され、国の重要無形民俗文化財にも指定されている。また、5年に一度、各地区の山車31輦が勢揃いする「はんだ山車まつり」は55万人もの観客が訪れる。

2. 半田市のあゆみ

江戸時代、半田は天然の良港「衣ヶ浦」に面し、開運業が発達してきた。その発展に伴い醸造・織物・製塩などの産業が盛んだった。明治初期の現市域は、半田・岩滑・乙川・亀崎・有藤・成岩の6村にわかれていたが、明治9年、半田・岩滑両村が合併、同22年には町村

制が施行され、これを機に同年に半田・亀崎両村、翌23年には成岩村がそれぞれ町制を施行した。その後、亀崎町は、明治39年に乙川・有藤両村を合併した。このごろ海に汽船、陸に汽車が登場し、千石船にたよっていた半田・亀崎両港の繁栄はうずれてきたが、半田町は知多郡の政治・経済・文化の中心地、亀崎町は伝統の漁業、成岩町は機織の中心として発展を続け、この3町は知多郡の中心として重きをなしてきた。昭和12年10月1日、半田・亀崎・成岩3町が合併し、県下6番目に「半田市」として発足した。市制施行当時の人口は50,477人であった。

市制施行間もなく、昭和16年12月には第2次世界大戦が勃発し、本市の伝統産業である紡績・醸造などのほとんどは軍需産業に転用された。さらに、昭和19年12月の東南海地震、20年1月の三河地震、同年7月の2度の空襲で大きな被害をこうむった。しかしながら、市民の思い汗によって市街地が復興され産業も立ち直った。昭和31年1月、知多と三河を結ぶ衣浦大橋が完成、翌32年5月、衣浦港が重要港湾に指定され、当地方の発展の基盤である衣浦港整備計画が軌道に乗った。また、農業はもとより工業・家庭生活にも利用されている愛知用水が36年10月に通水した。この間に2度の大きな災害にみまわれた。昭和28年9月、13号台風で死者45人を出し、34年9月、伊勢湾台風では死者292人、全壊流出家屋909戸、被害総額103億4,000万円という空前の被害を受けた。しかし、惨状の中からも市民は力強く立ちあがり、従前に増す発展を遂げた。

知多半島を縦断する知多半島道路は、47年3月に全線開通し、南知多道路（45年3月）と結ばれた。衣浦港では、港の心臓部である中央ふ頭での大型船の公共バースが建設された。貨物輸送を主とする衣浦臨海鉄道半田線は50年11月に完成した。さらに西三河との交流一体化を目指して衣浦海底トンネル（仮衣浦トンネル）が48年8月に完成した。こうして、衣浦港は名古屋港の副次港として、商港機能を展開してきている。また、平成17年には、西に隣接する常滑市に中部国際セントレリアが開港し、同時に、当空港へアクセスするためのセントレリアライン（知多横断道路・中部国際空港連絡道路）も整備されるなど、陸・海・空全ての交通アクセスに優れたまちとして発展を遂げている。

○半田市の取り組み内容

☆半田市総合型地域スポーツクラブ

平成6年、半田市校長会は半田市小中学校部活動検討委員会を発足させ、学校週5日制実施時の学校部活動の在り方について研究し、平成11年3月に学校週5日制の趣旨を踏まえ、部活動は土日祝日には実施しないことを希望した。半田市はこの希望を踏まえ、平成14年3月、原則部活動は土日祝日には行わず、中学生がスポーツをする場合は地域のスポーツクラブで活動することを内容とする半田市スポーツ振興計画を策定し、全国のスポーツクラブで活動することを内容とする半田市スポーツ振興計画を策定し、全国に先駆けて学校部活の地域移行を実施したが、次のような問題・課題が発生した。

・地域指導者の確保が難しく、教員が土日祝日も指導しており実態が変わらない。

・会費のみを財源とするスポーツクラブは、教員の謝金の支払いが困難

・試合が土日祝日に行われるため、土日祝日に中学校の部活として試合に参加することが多い。

・土日祝日の活動にスポーツクラブの会費を払わなければならないが、教員、保護者の理解を得るのが困難。

半田市では、これらの課題や原因を整理し、課題解決を図るための方向性を検討し、平成24年4月、中学校部活動について「これまで、原則的に土曜日、日曜日の学校部活動は行わないこととしてきたが、祝日も含め、学校長の判断によって部活動として実施することができるとする」適用を改正した。

今後、休日の中学校部活動が段階的に地域移行することが予想されるため、行政・学校・総合型スポーツクラブが連携を図り、中学生の体力維持・向上やニーズに応じた活動ができる環境整備に努めるとともに、半田市と包括連携協定を締結している日本福祉大学と連携し、永続的な活動のための研究を進めていくとのこと。

☆NPO 法人ソシオ成岩スポーツクラブ

経済産業省「未来の教室」実証事業

総合型地域スポーツクラブから「未来のプラカ」へ

～部活動の地域移行がもたらす「新しい放課後」の検討～

「教員の働き方改革」は、中学校の望ましい生活改革につながらなければならない！

ソシオ成岩スポーツクラブは、学校と地域が連携し小中学生のスポーツ活動を総合的に支える事業体として1996年に設立され、2002年に法人化された。2003年12月、地域の要望により、中学校体育館の建て替えに際し、学校と地域との共同利用を前提としたクラブハウス(社会体育施設)を半田市が整備し、管理運営はソシオ成岩スポーツクラブが受託している。成岩中学校の敷地内にあり、学校地域共同利用施設という位置づけであり、中学校の体育館としての機能と、地域スポーツクラブのクラブハウスとしての機能が一体となっており、学校の施設を地域のクラブが管理し、部活動のサポートも行うという先進的な取り組みを行っている。

ソシオ成岩スポーツクラブでは、幼児から中学校までの14競技を実施しており、アスリートによる質の高いプログラムを行う等多様なニーズに応えている。地域住民の13%にあたる約2,900名の協賛会員が財政基盤となっており、53名のボランティアアシスタントが毎

週未子どもたちの活動のサポートに当たっている。

今後は、総合型地域スポーツクラブが事業実施主体となり、地域・学校・行政と連携しつつ、多世代にわたる住民スポーツサービスの充実、発展を図り、学校施設を拠点とするコミュニティスタイル・クラブを目指していくこととしている。

1. 目指す地域移行の姿

■中学生の生活改革をもたらす「新しい放課後」という選択肢の提供

「教員の働き方改革は、中学校の望ましい生活改革に繋がらなければならないはず」

○実現したい生活スタイル

・学校外の主体が放課後直行できる多様なスポーツ・文化・学習支援活動などを提供する
・ワンストップ事業を展開することで、中学校にとつての「サードプレイス」として「新しい放課後」を創造し、19時過ぎにはゆとりのある家庭生活「フリーストプレイス」の実現を可能とする魅力ある「クラブライフ」の創出を目指す。

○中学生生活の現状

・現代の中学生は、夕刻まで部活動、帰宅、その後移動しての夜遅くまでの通塾と非常にタイトな生活を強いられ、多くの生徒が夕食や家族との団らんにも十分な時間を充てることがままならない。そのため、時間に追われる生活の中で慢性的に疲労感を抱える中学生が多い。

■中学生の「新しい放課後」を実現する「総合型コミュニティ・スクールクラブ」

将来的にゴールとする姿

① 放課後及び休日に公立学校施設等を拠点として活用し、地域の小中学生がスポーツ、文化、学習など多様な活動を選択して参加できる環境がある街。

② 事業主体として「①の環境を安定的に提供するクラブ」の経営を市民がソシオとして持続的に支える街。

2. 実証課題とそのポイント

■「新しい放課後」をめぐれる課題

休日の地域移行のその先を展望し「新しい放課後」を創出するべく「放課後プログラム」を試行し、以下の課題を実証した。

1. 放課後プログラムの企画・試行：放課後プログラム(試行)により中学生の生活改革の可能性はあるか。

・ソシオ成岩SCが、学校施設等を、ワンストップで提供する放課後プログラムの試行

・試行プログラム参加者への質問紙調査やインタビューから、参加中学生の放課後生活スタイルの変化について検証

2. 学校施設開放の法的バリエーションについて検証する

- ・地域スポーツクラブなど民間事業者が公立学校施設を利用する際の懸念点や課題について検証する

- ・公立学校の民間開放や運営管理の柔軟化、規制緩和の方策を探る

3. 学校管理下の範囲(責任の所在)

- ・学校が指導する放課後の直帰義務の解消や、生徒主体の時間確保のための対策について検討する

- ・生徒の登下校やその途中の安全管理責任の所在を、現行法令や制度から明確にし、対応方法を検討する

4. 経済格差への対応

- ・「経済格差」による「機会の格差(特に学習機会の格差は深刻)」是正措置を検討する

- ・現行支援策の検証と、地域移行に向けた新たな施策の検討や実現性を検証する

■各ステークホルダーの役割

- ・事業者(ソシオ成岩SC)：関係機関と協議・調整を行い、児童・生徒の放課後時間を最大限に活用できるよう「学校施設の使用要件の緩和」「生徒の放課後の安全管理責任の明確化(責任の所在)」「生徒の自主性や主体性、選好性が担保されるようなプログラムの提供・管理」「経済格差への対応」など、事業提供者として取り組み「総合型コミュニティ・スクールクラブ」の確立を目指す。

・自治体(半田市)：

今後の「部活動地域移行」の大筋方針を明確にし、具現化するためのガイドラインを策定して周知を図る。公立学校施設(公共施設)の民間運営管理や利用の柔軟化や条件緩和、プログラム実施にあたっての公的財源の確保や現行予算の移行措置など、本施策が定着、安定運用できるよう、主官庁への上申などを通じ、法令・手続き・事例創出などの整備に務める。

・中学校(成岩)：

同校としての「部活動」及び「放課後の活動の在り方」について見直しを進める。現在(2022年度)は、校内に検討委員会を設置して検討・協議する。「活動日の縮減」「最終下校時刻の繰り上げ」などを進め、生徒の自主的・自発的な活動を促し、自身でマネジメントできる生徒の育成を目指す。将来的には、土日のみならず平日の活動も含め、地域クラブに移行することを目指す。

・生徒・保護者：

社会や地域、学校の変化に伴い、生徒自身の主体的な選択や行動に基づく、放課後の在り方やその機会創出をめざして適当な受益者負担のもとに合理的に選択する。個々の生徒のライフスタイルの確立や生活時間の確保や運用を、日常の自身や家族との時間の充実を図る。

・民間企業・団体：

「部活動地域移行」について理解・賛同し、地域クラブや中学校、自治体などと連携・協働し、社員の副業や兼業、ボランティア活動などを通じた地域活動を促し、可能な限りの経済支援や施設の出向などを図るとともに、地域クラブの事業展開やコンテンツの提供など積極的な関与をめざす(地元企業による若年層の育成や地域貢献の積極的な推進を図る)。

・その他：

「部活動地域移行」を契機として、生徒のみならず、教育、保護者、学校、行政、企業、地域住民などが、自身の生活や働き方、余暇を見直し、社会教育活動の充実に貢献する。青少年の健全育成に努める保護司会などは社会を明るくする運動が持つ理念に則り「新しい放課後」の意義の啓発や事業への連携を検討する。

3. 実施内容とその成果

「放課後プログラム」の実証事業として、2つのスクール事業を実施した。

保護者の同意を得ることで校長登校のもと岩成中学校から直行での参加を可能とした。

○放課後プログラム実施概要：①トワイライトスクール

開催：2022年12月1日(木)から開講、全107コマ実施

日時：平日(月～金)17:00～17:50、18:00～18:50

定員：各コマ6名程度(先着順)

場所：クラブハウス3階ソシオテラス

教科：英語・数学

教材：嵯峨南進学研究提供問題集

講師：Web学習システム「デキタス」

参加実績：実人数35名(のべ60名/週)

○放課後プログラム実施概要：②スポーツスクール

開催：2023年1月16日(月)から開講、全22回実施

日時：17:00～18:00

【バスケットボール】第2・4火曜日、第1・3木曜日 全6回

【バレーボール】月曜日 全6回

【硬式テニス】火曜日 全10回

定員：男女各10名程度(先着順)

場所：クラブハウスメインアリーナ・スカイアリーナ

講師：(ソシオ岩成常勤スタッフ)

- ・バスケットボール 元WJBL JBA B級コーチ
- ・バレーボール Vリーグ JSPO バレーボールコーチ1
- (ソシオ岩成常勤スタッフ)
- ・硬式テニス 大学テニス部主将

参加実績：実人数17名(バスケット8名、バレー7名、テニス2名)

■トワイライトスクール参加による生活時間の使い方の変化に関するアンケート調査

- ・トワイライトスクール参加生徒20名のスクール参加日と非参加者(ソシオ会員)6名通塾日の16時以降の過ごし方を比較

- ・トワイライトスクール参加生徒は、勉強のピーク時間が相対的に早いため、19時以降の過ごし方にゆとりと多様性がある

○放課後プログラムの企画・試行

- ・学校から直行できるワンストップ型のプログラムの実施により、中学生の生活にゆとりや多様性が生まれる可能性が示された。
- ・ワンストップ型のメリットを最大化するには、最終下校時刻とプログラム開始時間の調整、プログラムの使用する用具の携帯許可など学校・保護者・事業者間での協議、調整が不可欠である。また、責任体制、ガバナンスの確立が必須である。
- ・地域クラブ等の活動内容が、単なる従来の部活動の移し替えでは、中学生の潜在的なニーズには応えられない。

1. 学校施設開放の法的バリア

- ・地域クラブ等中学生の社会的活動を推進するためには、営利団体を含む多様な主体が行政財産である学校施設を活用できるよう規制の緩和と自治体行政のマイノリティエンゲージが必要である。
- ・学校施設の営利事業への使用制限等は教育委員会規則の規定による。営利性の判断の実質は裁量的な面がある。
- ・国には関連法規の解釈に関する通知文の発出など、自治体での規制緩和が促進されるような働きかけが求められる。

2. 学校管理下の範囲(責任の所在)

- ・学校施設で行われた活動でも、校長の管理下にある学校教育活動でなければ、災害共済給付金制度は適用されない。つまり、制度が適用されるかは、活動場所の

問題ではなく、活動主体が問題である。

- ・学校教育活動に接続して地域クラブ等がなされる場合は、明確に線引きをし、自治体・学校・保護者・事業者が共通理解のうえで、責任の所在を明確にし、リスクマネジメントすることが特に重要である。

3. 経済格差への対応(所得格差による機会不均等解消や活動支援策の検討)

- ・地域クラブ等においては、クラブへの社会的信頼の醸成という観点からも共助・共済制度の確立に努めることが肝要。中学生年代対象の子育て支援施設、子どもの社会での学び推進という観点から国レベルの支援策が期待される。
- ・支援策としては、これまでの学校部活動につかわれていた財源(特殊業務手当等)も活用し、事業者に質的向上を促す制度(バウチャー制度など)の整備が求められる。また、コロナ禍の施策により自治体によるノウハウがある。

○実証事業全体を通して

- ・今年度は、事業の契約締結時期が10月半ばとなり、十分な実証期間が確保できなかった。次年度も実証を継続して、部活動の地域移行がもたらす中学生の生活変化の可能性と、その意識について検証していきたい。
- ・「教員の働き方改革」という観点から地域移行を進める際に、これまでの部活動に準ずる活動を学校外主体がそのまま担うことにとどまるのであれば、生徒の意向には必ずしも沿えないばかりか、数年後には、従来の部活動体制に反そうとする声が保護者や一部教員からあらがることがなるのではないかと危惧される。
- ・ソシオ成岩としては、「地域×スポーツ×クラブ産業研究会」最終報告書の考える、「地域移行の、その先」にある「未来のバカツ」の姿を引き続き追及していきたい。

■目指す姿に向けたロードマップ

- | | | | |
|--------------------------------|---|--|---|
| 2023(R5)年度 | 2024(R6)年度 | 2025(R7)年度 | 2026(R8)年度 |
| ・事業者
ソシオ成岩 SC・近隣校区への活動協力の検討 | ・「新しい放課後」プログラムの試行の拡大
・「総合型コミュニケーション・スクールクラブ」としての事業展開 | ・学校施設の民間事業者利用への規制緩和
や、部活移行を見据えた恒久的な経済支援・自治体、学校、企業、学習について関係機関に働きかけ | ・多様なステークホルダーと連携拡大(「放課後プログラム」の試行結果から本格展開へ)
・全国への発信・普及
・アドバイザリー事業
・部活動地域移行へ向けたガイドライン検討
・中学校体育連盟の改革
(愛知県・半田市)・学校施設使用に関する規則等の見直し
・自治体
・中学校総体参加 |

・地域移行について市民への啓発

への門戸開放(県)
・教員への継続的な意識
改革研修の実施
・半田市新ガイドライン
の運用開始(9月)
・土曜日、日曜日の部活動
休止(9月)

・学校
(成岩中)

・下校時刻の繰り上げ(17時30分～
17時に)

・保護者への部活動地域移行についての
説明

・「放課後プログラム」の推進に係る連携・
協力・調整の継続的な実施

・企業人材の調査・兼業による促進方策研究
・大学との協働によるプログラムやサービスの創造
・保護司会など法務省更生保護関係団体との明るい社会づくりの理念
に基づく協働の研究

・協力企業
協力大学
保護司会

クラブ設立の経緯	1
ソシオ成岩スポーツクラブの現況	8
ソシオ成岩スポーツクラブのしくみと事業	16
地域のアセットとしてのクラブハウス	24
クラブハウス経営の基本方針	30
クラブハウスの特徴	33
経験値と可能性	35

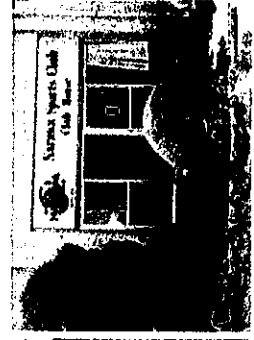
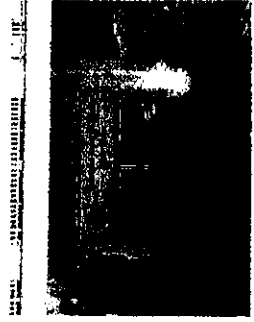
NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ概要 2025

non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

クラブ設立の経緯

- 1 1994年、成岩地区少年を守る会が「成岩スポーツタウン構想」を提唱。学校週5日制を視野に、学校と地域が連携し、小中学生のスポーツ活動を総合的に支える事業体として1996年にクラブを設立。
- 2 学校は週末の部活動を休止し、クラブが土日の活動を希望する子どもたちの受け皿となった。
- 3 2002年法人化、2003年12月クラブハウスの完成（当時：管理運営受託）

設立当時のクラブハウス（成岩中学校の空き教室）



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

クラブの沿革

『成吉思汗』（Sport Tomo HARAWA）（精進）

そうした現象の上によつて、最近、執筆界ではいろいろな類型の取組が盛んである。又、読者の健康に
 ためらうりの作品もその一環である。平塚の昨年9月12日刊は著者土曜日は本郷と、その日とを区別する
 ために近ごろという表現が用ゐられた。それによつて、事象と地味の蓄積力を促したのである。この
 1形態は今後も一貫して用ゐられていこう。

[illegible][illegible]

それが、『原型はポンタワン』理想である。
なにとぞ、その機会をご提供下さい。この原形に基づいて出版へのご希望はかまいません。

中国保护地协会

中国保护地协会

SOCIO NARAYANA SPORTS CLUB
non profit organization

学校の部活動から「街のぶガツ」へ

The diagram illustrates a transition from a school-centered model to a community-centered model. On the left, a large circle labeled 「学校の部活動」 (School Activities) contains two smaller circles: 「学校」 (School) and 「部活動」 (School Activities). A smaller circle labeled 「クラブ」 (Club) is positioned outside the main circle. An arrow points from this external club circle towards the right. On the right, a large circle labeled 「街のフカツ」 (Street Power) contains the same two smaller circles: 「学校」 (School) and 「部活動」 (School Activities). In this model, the club circle is now integrated into the larger community circle, with text inside it reading 「中学校部活動改革と住民サービスの両立」 (Balancing middle school club activity reform and resident services). An arrow points from the club circle in the left model to the club circle in the right model, indicating the shift in focus.

「地域の子どもたちを地域ぐるみで育てる！」

コミュニティスクール・スポーツクラブ

SOCIO NARAWA SPORTS CLUB
non profit organization

non profit organization

30年前の話

来る「学校週5日制」の導入

⇒学校のスリム化
⇒開かれた学校づくり

ソシオ成岩スポーツクラブの取組
～生涯スポーツ環境としての「街のブカツ」へ～

non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

6

「学校の働き方改革」

⇒休日の運動部活動の段階的な地域移行
(令和5年度から7年度目途に改革推進期間)

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

そもそも、教育課程外である部活動の位置付けは、
学校教育なのか？

■社会教育法(社会教育の定義)
第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基き、
学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる
組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

■(現行)学習指導要領総則

「……特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われている部活動については、スポーツや文化、科学等に類しませ。(中略)、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」

non profit organization

SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

ソシオ成岩スポーツクラブの現況

- ミッション 「子どもたちを育む豊かな街づくり」
- 財政規模 10,002万円(2024年度決算)
 - 協賛会費収入等 2,571万円
 - 事業収入 6,108万円
 - 前期繰越金(期首準備資金) 1,322万円
- 正会員 10名
- 役員 理事4名(非常勤) 監事1名
- ソシオ 2,747名(内小中学生36パーセント)
- 常勤職員 4名(アスリートのセカンドキャリア含む)
- パート/アルバイト 12名
- 契約スタッフ 25名(スポーツ指導者)
- ボランティア 60名(クラブの資格規定により管理)
- 基盤エリア 半田市成岩中学校校区(人口約21,000人)

non profit organization
SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

ソシオ成岩スポーツクラブの現在

①多世代・多項目・多志向

- ・幼児から中学生までの12競技、一貫した活動の場
- ・ボランティアのほか、トップアスリートによる質の高い指導
- ・高齢者の健康づくり、小中学生のキャリア教育、世代を超えた居場所

②住民の参画

- ・60人のボランティアが毎週末、子どもたちの活動をサポート
- ・地域住民の13パーセントにあたる2,747人が協賛会員(ソシオ)
- ・ソシオが持ち寄り寄る協賛会費(年間約2,500万円)の支え
- ・クラブで育った子どもたちが協賛者として帰ってくるという好循環を形成

③事業体としての自主経営

- ・2024年度実績 財政規模10,002万円
- ・常勤職員4名、パート等12名雇用

「街のブカツ」

non profit organization

SoCiO NARAWA SPORTS CLUB

ソシオ成岩スポーツクラブの特徴1

ソシオ(協賛会員)が支えるクラブ運営

地域住民の13%にあたる2,747名のソシオ(協賛会員)が持ち寄る協賛会費が財政基盤

60名のボランティアアシスタント

全ての子どもたちの活動機会を保障する制度

恵まれない家庭へのクラブ扶助制度(2024年度(R6)20世帯)
(要保護・準要保護家庭に対する会費の全額扶助)

non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

10

ソシオ成岩スポーツクラブの特徴2

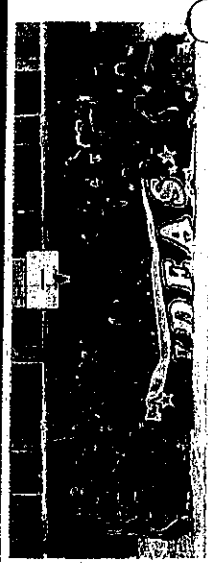
小中学生の多様なニーズに応える取組

中学校部活動にない種目も実施

・陸上、硬式テニス、チアリーディング、ホッケー

アスリートによる質の高いプログラムの実施

・バスケットボール、バレーボール、硬式テニス、
ホッケー、サッカー等

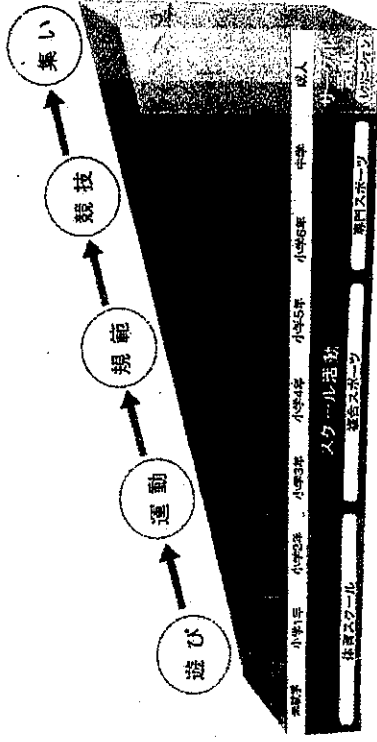


non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

11

ソシオ成岩スポーツクラブの特徴3

生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現



クラブで育った子どもたちが大人となり、
ソシオとして戻ってくるという循環が生まれつつある。

non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

12

ソシオ成岩スポーツクラブの特徴4

地域課題の解決を目的として子育て支援や 子どもたちのキャリア教育に関する取組

教育・子育て支援

- ・キャリアアスリートセンター
- ・キャリアサポートセンター
- ・サマースクール等
- ・体育スクール etc

クラブの

社会的価値の向上



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

13

「総合型クラブ」の概念 ークラブの輪郭を描くー

【Key words】

共益性 ↔ 公益性

会員(会費) ↔ 参加者(参加費)

営利 ↔ 非営利(Non Profit Organization)

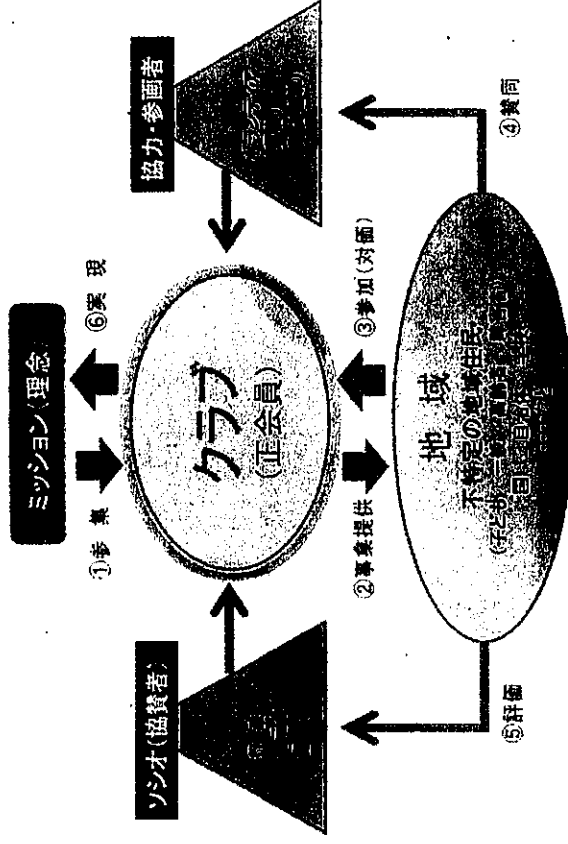
「総合型地域スポーツクラブ」とは

- ①多世代・多種目・多志向
- ②住民の参画
- ③事業体としての自主経営



いわゆる、同好者の共益的な「クラブ」ではなく、
事業を営(構成員外)に開く、公益的な事業体である。

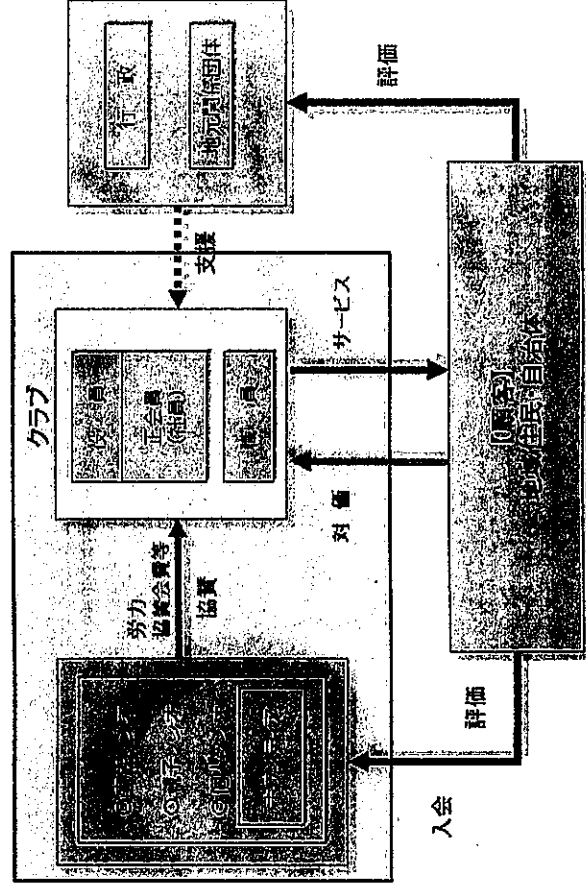
ソシオ成岩スポーツクラブのしくみ



non profit organization
SoGo NARAWA SPORTS CLUB

16

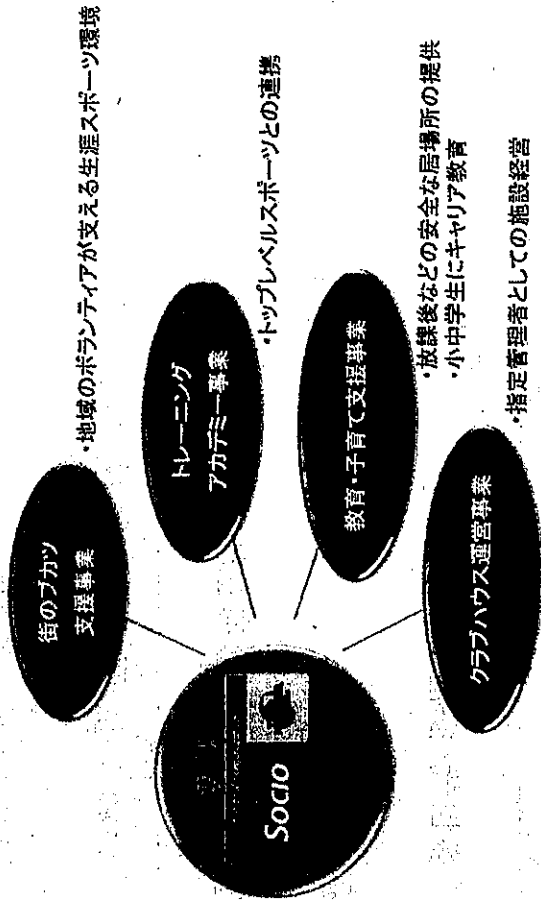
ソシオ成岩スポーツクラブのしくみ



non profit organization
SoGo NARAWA SPORTS CLUB

17

ソシオ成岩スポーツクラブの事業



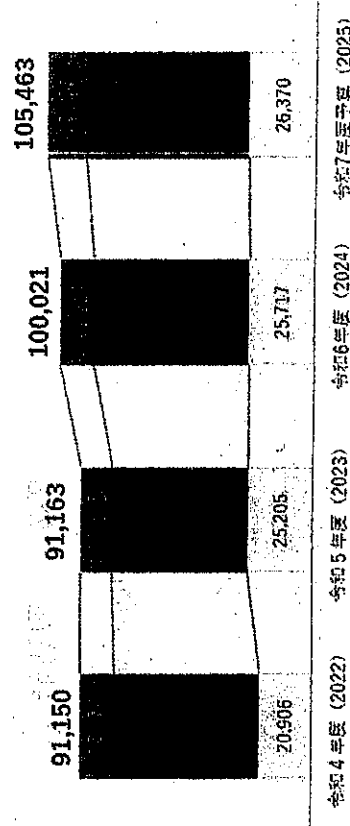
non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

18

年度収入規模の推移

年度収入推移 (単位:千円)

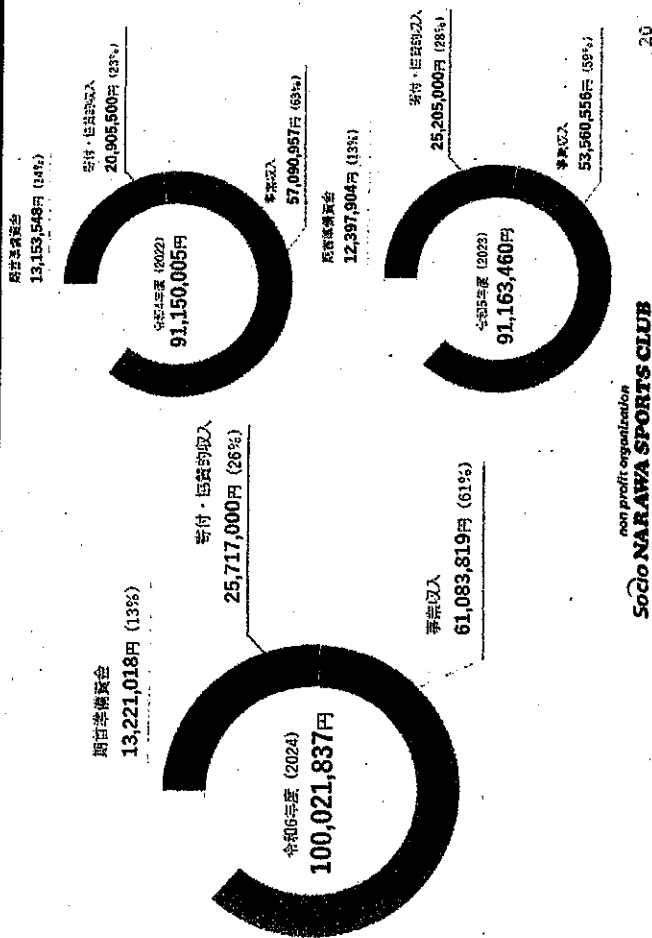
臨時寄附金
■ 寄附収入
○ 寄付・経費収入



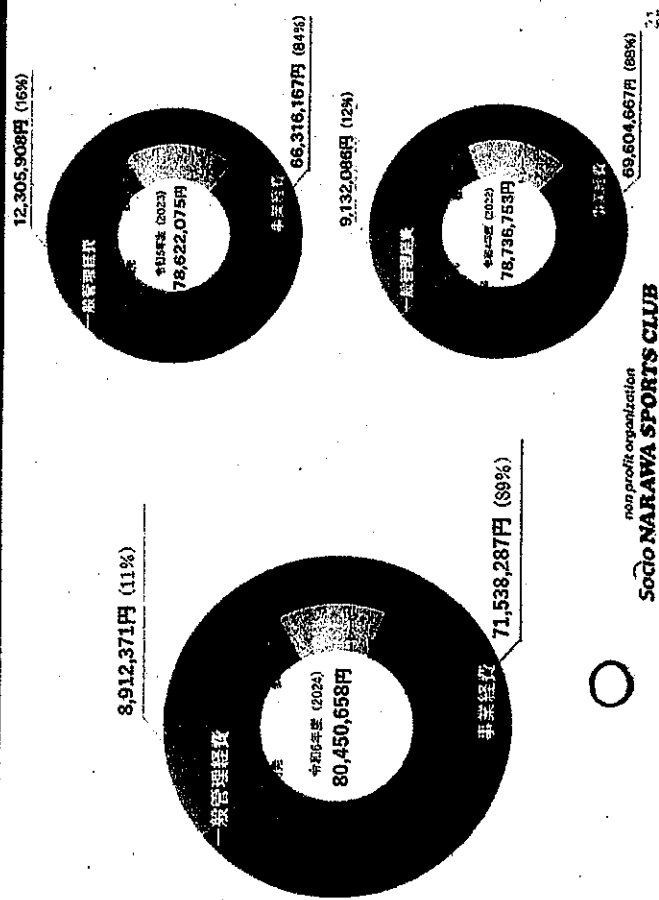
non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

19

決算ハイライト(収入)

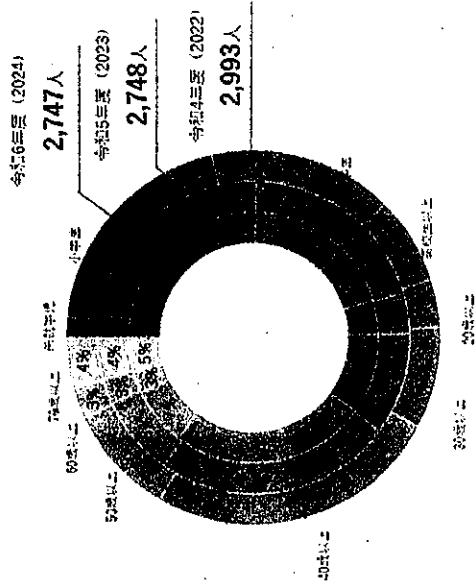


決算ハイライト(支出)



年代別ソシオ会員比率

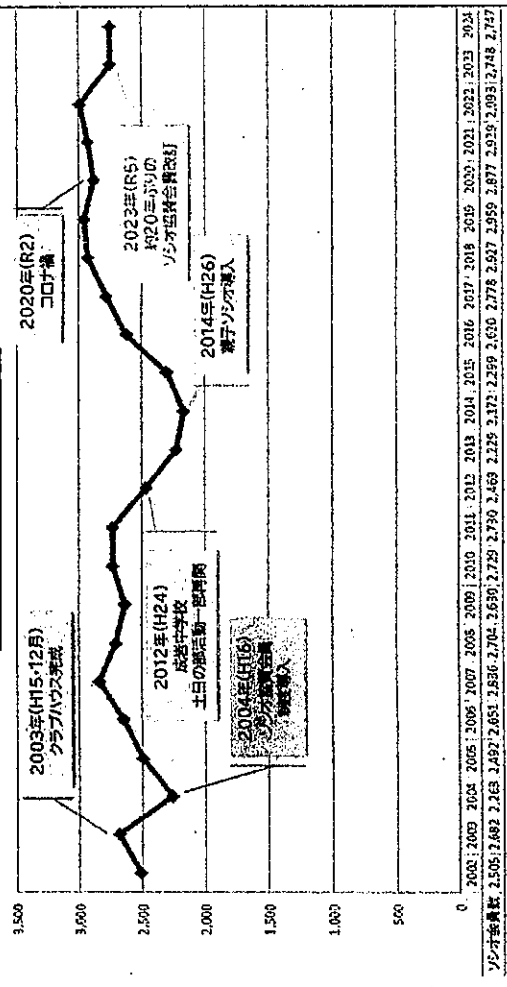
ソシオ協賛会員年代別構成について (9月 末現在 任意者 年度人数とする)



non profit organization
SOGO NARAWA SPORTS CLUB

年度別ソシオ会員

年度別ソシオ会員数



non profit organization
SOGO NARAWA SPORTS CLUB



non profit organization
SOGO NARAWA SPORTS CLUB

成岩スポーツセンター(仮称)の建設を求める陳情書

おたくしくしたるは、成瀬中学校体育館の改築にあたり、今後の教育情勢や社会情勢の急変を鑑み、中なる成瀬の体育館ではなく、地域住民全体の憩い場としての施設として建設する必要性の認識を深めているものであります。
 平成30年度末、成瀬中学校の体育館は、約40年の経歴をもち、老朽化が進み、今後の安全確保のため、改築が必要と認識されています。また、近年各地の自治体において、スポーツ施設の整備が進んでおり、おたくしくしたるは、地元中学校の体育館の老朽化を鑑み、中なる成瀬の体育館ではなく、地域住民全体の憩い場としての施設として建設する必要性を認識しています。
 おたくしくしたるは、成瀬中学校の体育館の老朽化を鑑み、今後の教育情勢や社会情勢の急変を鑑み、中なる成瀬の体育館ではなく、地域住民全体の憩い場としての施設として建設する必要性の認識を深めているものであります。
 平成30年度末、成瀬中学校の体育館は、約40年の経歴をもち、老朽化が進み、今後の安全確保のため、改築が必要と認識されています。また、近年各地の自治体において、スポーツ施設の整備が進んでおり、おたくしくしたるは、地元中学校の体育館の老朽化を鑑み、中なる成瀬の体育館ではなく、地域住民全体の憩い場としての施設として建設する必要性を認識しています。

陳情書

1. 「成岩スポーツセンター(仮称)」の建設にあたっては、地域の代表者および行政当局、建設委員会からなる建設検討委員会を設置し、定期的に開催し、建設の進捗状況を報告していただく。

牛田市長 竹内 弘毅

平成30年11月

2. 「成岩スポーツセンター(仮称)」は、地域の代表者および行政当局、建設委員会からなる建設検討委員会を設置し、定期的に開催し、建設の進捗状況を報告していただく。

(1) 成瀬中学校の体育館の老朽化を鑑み、中なる成瀬の体育館ではなく、地域住民全体の憩い場としての施設として建設する必要性を認識しています。

(2) 成瀬中学校の体育館の老朽化を鑑み、中なる成瀬の体育館ではなく、地域住民全体の憩い場としての施設として建設する必要性を認識しています。

成岩スポーツセンター(仮称)建設地近辺住民会

成瀬中学校PTA会連合会

成瀬中学校PTA会連合会

成瀬中学校PTA会連合会

成瀬中学校PTA会連合会

成瀬中学校PTA会連合会

成瀬中学校PTA会連合会

成瀬中学校PTA会連合会

成瀬中学校PTA会連合会

成瀬中学校PTA会連合会

成瀬中学校PTA会連合会

成瀬中学校PTA会連合会

成瀬中学校PTA会連合会

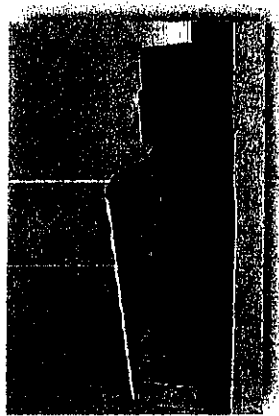
成瀬中学校PTA会連合会

クラブハウス建設の経緯

- 1 クラブ設立を機にして地域からの要望により、中学校体育館の建て替えに際し、学校と地域との共同利用を前提としたクラブハウス(社会体育施設)を半田市が整備

半田市成岩地区総合型地域スポーツクラブハウス

(2003年12月竣工)



クラブが社会体育者

住民サービスの向上

施設利用者 147,312人(2024年度実績)

not profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

26

クラブハウス内部



メインアリーナ(半地下)



スタジオ(半地下)



スカイアリーナ(屋上)

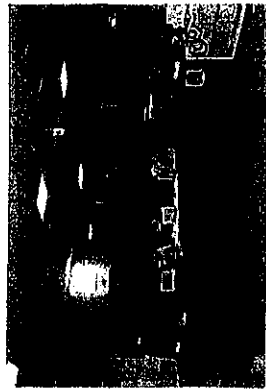


not profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

27

利用時間 9:00~21:30

年末年始を除く



◆チェックインデスク



◆カフェスペース



◆和室



◆ロッカールーム

not profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

28

利用時間 9:00~21:30

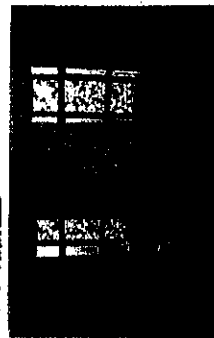
年末年始を除く



◆ラウンジ



◆会議室



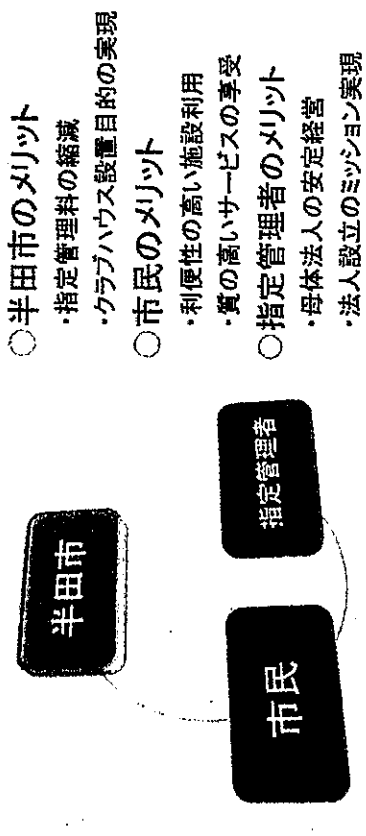
◆バス・ジャグジー

not profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

29

・ 利用料金制の趣旨

「三方よし」の実現



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

30

クラブハウス経営の基本方針

- ・ クラブハウス設置目的の達成
社会体育施設の運用方法の転換！



- 付加価値の高い住民サービスの提供が可能
- ☆年齢や性別等を問わないスポーツプログラムの実施☆
- ☆コミュニティスペースとしての活用☆
- ☆利用料金制度の効果的な運用☆



NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ

〒475-0922 愛知県半田市昭和町3-8

Tel 0569-26-7771 Fax 0569-26-7773

E-mail: narawa@themis.ocn.ne.jp



non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

31

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☒ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)	・燃料費 98,249 円×30%=29,474 円			

JA/SS

系内品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:18010005002090
2025/04/09(水)12:23
JA/NICOSカー ド様

区分 16 初月
No.1535 P-05
ハイオクガソリン
16.67L/L @183.0 ¥3051
★本日は 185円より 2円/L引きです
合計 ¥3,051
(内10%消費税等 ¥277
10%税込金額 ¥3,051)

係員:0099 ｼｰﾄNo.1659 01

JA/SS

系内品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:18010005002090
2025/04/19(土)09:37
JA/NICOSカー ド様

区分 16 初月
No.9823 P-11
ハイオクガソリン
45.28L/L @187.0 ¥8467
★本日は 189円より 2円/L引きです
合計 ¥8,467
(内10%消費税等 ¥770
10%税込金額 ¥8,467)

～群馬県からのお願い～
自動車税の納付は6/2まで!

係員:0099 ｼｰﾄNo.9580 01

JA/SS

系内品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:18010005002090
2025/05/21(木)09:46
JA/NICOSカー ド様

区分 16 初月
No.9825 P-11
ハイオクガソリン
39.41L/L @179.0 ¥7054
★本日は 161円より 2円/L引きです
合計 ¥7,054
(内10%消費税等 ¥641
10%税込金額 ¥7,054)

～群馬県からのお願い～
自動車税の納付は6/2まで!

係員:0099 ｼｰﾄNo.4421 01

JA/SS

系内品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:18010005002090
2025/06/12(木)11:56
JA/NICOSカー ド様

区分 16 初月
No.9823 P-08
ハイオクガソリン
30.19L/L @171.0 ¥5162
★本日は 173円より 2円/L引きです
合計 ¥5,162
(内10%消費税等 ¥469
10%税込金額 ¥5,162)

係員:0099 ｼｰﾄNo.1487 01

等) 使用可。

JA SS

納品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:T8010005002090
2025/09/13(金)19:43
JA/NICOSカー ド 様
0001

区分 16
No.1469 P-08
ハイオクガソリン
43.74L/l @173.0 ¥7,474
★本日は 175円より 2円/L引きです

合計 ¥4,744
(内10%消費税等 ¥43
10%税込金額 ¥4,744)

係員:0009 印No.2899 01

JA SS

納品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:T8010005002090
2025/09/21(木)12:52
JA/NICOSカー ド 様
0001

区分 16
No.1469 P-08
ハイオクガソリン
43.74L/l @173.0 ¥7,474
★本日は 175円より 2円/L引きです

合計 ¥7,560
(内10%消費税等 ¥687
10%税込金額 ¥7,560)

係員:0099 印No.0546 01

JA SS

納品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:T8010005002090
2025/09/15(日)20:00
JA/NICOSカー ド 様
0001

区分 16
No.3045 P-05
ハイオクガソリン
43.48L/l @170.0 ¥7,392
★本日は 172円より 2円/L引きです

合計 ¥7,392
(内10%消費税等 ¥672
10%税込金額 ¥7,392)

係員:0009 印No.235 01

JA SS

納品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:T8010005002090
2025/09/24(水)18:24
JA/NICOSカー ド 様
0001

区分 16
No.2929 P-08
ハイオクガソリン
43.12L/l @171.0 ¥7,374
★本日は 173円より 2円/L引きです

合計 ¥7,374
(内10%消費税等 ¥670
10%税込金額 ¥7,374)

係員:0099 印No.9471 01

JA SS

納品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:T8010005002090
2025/09/21(木)13:27
JA/NICOSカー ド 様
0001

区分 16
No.1195 P-08
ハイオクガソリン
44.15L/l @172.0 ¥7,594
★本日は 170円より 2円/L引きです

合計 ¥7,594
(内10%消費税等 ¥764
10%税込金額 ¥7,594)

係員:0009 印No.1607

JA SS

納品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:T8010005002090
2025/10/09(木)13:27
JA/NICOSカー ド 様
0001

区分 16
No.8033 P-08
ハイオクガソリン
13.89L/l @171.0 ¥2,375
★本日は 173円より 2円/L引きです

合計 ¥2,375
(内10%消費税等 ¥216
10%税込金額 ¥2,375)

係員:0099 印No.2335 01

JA SS

納品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:T8010005002090
2025/10/17(金)14:10
JA/NICOSカード様
0001

区分 16 初"OK
No.5517 P-11
ハイオクガソリン
47.06L/リ @173.0 ¥8141
★本日は 175円より 2円/L引きです
合計 ¥8,141
(内10%消費税等 ¥740
10%税込金額 ¥8,141)

係員:0099

引-付No.8712 01

JA SS

納品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:T8010005002090
2025/11/04(火)16:04
JA/NICOSカード様
0001

区分 16 初"OK
No.3651 P-08
ハイオクガソリン
21.84L/リ @167.0 ¥3647
★本日は 169円より 2円/L引きです
合計 ¥3,647
(内10%消費税等 ¥332
10%税込金額 ¥3,647)

係員:0099

引-付No.49 01

JA SS

納品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:T8010005002090
2025/11/20(木)10:01
JA/NICOSカード様
0001

区分 16 初"OK
No.0398 P-02
ハイオクガソリン
40.07L/リ @162.0 ¥6491
★本日は 164円より 2円/L引きです
合計 ¥6,491
(内10%消費税等 ¥590
10%税込金額 ¥6,491)

係員:0099

引-付No.8347 01

JA SS

納品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:T8010005002090
2025/12/23(火)11:13
JA/NICOSカード様
0001

区分 16 初"OK
No.6982 P-08
ハイオクガソリン
40.15L/リ @152.0 ¥6103
★本日は 154円より 2円/L引きです
合計 ¥6,103
(内10%消費税等 ¥555
10%税込金額 ¥6,103)

係員:0099

引-付No.9432 01

JA SS

納品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:T8010005002090
2026/02/03(火)14:33
JA/NICOSカード様
0001

区分 16 初"OK
No.5348 P-11
ハイオクガソリン
45.03L/リ @153.0 ¥6890
★本日は 155円より 2円/L引きです
合計 ¥6,890
(内10%消費税等 ¥626
10%税込金額 ¥6,890)

係員:0099

引-付No.0413 01

JA SS

納品書 (領収書)

売上
全農群馬
笠懸SS
みどり市笠懸町鹿288-5
TEL:0277-76-4280 SS:3284105454
登録番号:T8010005002090
2026/03/10(火)14:25
JA/NICOSカード様
0001

区分 16 初"OK
No.5360 P-05
ハイオクガソリン
42.18L/リ @156.0 ¥6590
★本日は 158円より 2円/L引きです
合計 ¥6,580
(内10%消費税等 ¥598
10%税込金額 ¥6,580)

係員:0099

引-付No.4301 01



系内品書 (領収書)

売上

全農群馬

笠懸SS

みどり市笠懸町鹿288-5

TEL:0277-76-4280 SS:3284105454

登録番号:T8010005002090

2026/03/25(水)12:42

JA/NICOSカード様

0001

区分 16

初"OK

No.1940

P-08

ハイオクガソリン

22.64L/リ @172.0

¥3894

★本日は 174円より 2円/L引きです

合計

¥3,894

(内10%消費税等

¥354

10%税込金額

¥3,894)

係員:0099

シートNo.8355 01 [1]

(様式4)

領収書等貼付用紙

項目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☒ 資料購入費
備考 (按分率等)	・新聞購読料 3,900 円×12 カ月 (上毛新聞) =46,800 円			

領収書
お名前 松井 篤 様
区域020 全戸0308 お問合せNo 06506

07 年 4 月分

銘	柄	部数	金額
1	上毛新聞	※ 1	3,900
2			
3			
合 計			3,900 円

※は軽減税率 (10.0 %対象 0円消費税 3,900円消費税 288円)
※は軽減税率 (8.0 %対象 0円消費税 3,900円消費税 288円)

領収日 07 年 4 月 27 日
手帳も併用し購読料は口座振替・クレジットカード払いが便利です。

読売センター岩宿
〒379-2313 笠懸町鹿99-1番地
☎ 0120-772-949 FAX 77-2933
所長 関上 秀 樹
メールアドレス iwajuku0601@outlook.jp

領収印

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領収書
お名前 松井 篤 様
区域020 全戸0309 お問合せNo 06506

07 年 5 月分

銘	柄	部数	金額
1	上毛新聞	※ 1	3,900
2			
3			
合 計			3,900 円

※は軽減税率 (10.0 %対象 0円消費税 3,900円消費税 288円)
※は軽減税率 (8.0 %対象 0円消費税 3,900円消費税 288円)

領収日 07 年 6 月 24 日
手帳も併用し購読料は口座振替・クレジットカード払いが便利です。

読売センター岩宿
〒379-2313 笠懸町鹿99-1番地
☎ 0120-772-949 FAX 77-2933
所長 関上 秀 樹
メールアドレス iwajuku0601@outlook.jp

領収印

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領収書

区域020 全戸0309 お問合せNo 06506

お名前 松井 篤 様

07 年 6 月分

銘	柄	部数	金額
1	上毛新聞	※ 1	3,900
2			
3			
合 計			3,900 円

※は軽減税率 (10.0 %対象 0円消費税 3,900円消費税 288円)
※は軽減税率 (8.0 %対象 0円消費税 3,900円消費税 288円)

領収日 07 年 6 月 24 日
ご愛読いただきまして誠にありがとうございます。

読売センター岩宿
〒379-2313 笠懸町鹿99-1番地
☎ 0120-772-949 FAX 77-2933
所長 関上 秀 樹
メールアドレス iwajuku0601@outlook.jp

領収印

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

※領収書は重ならないように貼ってください。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙 (白紙等) 使用可。

ASA 朝日新聞サービスアンカー 5区 42番 照会番号 9017

ASA 朝日新聞サービスアンカー 5区 44番 照会番号 9017

松井 篤様 2025年 7月分 816-5

松井 篤様 2025年 8月分 816-5

銘	柄	部数	金額	合計	金額
上毛新聞 ※		1	3,900		3,900円
※軽減税率対象			値引き		円
8%対象 3,900円(内消費税 289円) 毎世ご購読金額を記載させていただきます。 生協金額 7年7月22日					
群馬県みどり市大間々町大間々239-1 ASA 桐生新里 所長 内田 宏充 TEL 0277 (72) 1417					
ご不在の際は、当店までご連絡をお願いいたします。お取り置き保管サービスも行っております。					
登録番号 T8070001029371					

銘	柄	部数	金額	合計	金額
上毛新聞 ※		1	3,900		3,900円
※軽減税率対象			値引き		円
8%対象 3,900円(内消費税 289円) 毎世ご購読金額を記載させていただきます。 生協金額 7年8月28日					
群馬県みどり市大間々町大間々239-1 ASA 桐生新里 所長 内田 宏充 TEL 0277 (72) 1417					
ご不在の際は、当店までご連絡をお願いいたします。お取り置き保管サービスも行っております。					
登録番号 T8070001029371					

ASA 朝日新聞サービスアンカー 5区 43番 照会番号 9017

ASA 朝日新聞サービスアンカー 5区 45番 照会番号 9017

松井 篤様 2025年 9月分 816-5

松井 篤様 2025年 10月分 816-5

銘	柄	部数	金額	合計	金額
上毛新聞 ※		1	3,900		3,900円
※軽減税率対象			値引き		円
8%対象 3,900円(内消費税 289円) 毎世ご購読金額を記載させていただきます。 生協金額 7年9月22日					
群馬県みどり市大間々町大間々239-1 ASA 桐生新里 所長 内田 宏充 TEL 0277 (72) 1417					
ご不在の際は、当店までご連絡をお願いいたします。お取り置き保管サービスも行っております。					
登録番号 T8070001029371					

銘	柄	部数	金額	合計	金額
上毛新聞 ※		1	3,900		3,900円
※軽減税率対象			値引き		円
8%対象 3,900円(内消費税 289円) 毎世ご購読金額を記載させていただきます。 生協金額 7年10月27日					
群馬県みどり市大間々町大間々239-1 ASA 桐生新里 所長 内田 宏充 TEL 0277 (72) 1417					
ご不在の際は、当店までご連絡をお願いいたします。お取り置き保管サービスも行っております。					
登録番号 T8070001029371					

ASA 朝日新聞サードビズアランカー
5区 46番 照会番号 9017

領収証

松井 篤様 2025年 11月分
816-5

銘	柄	部数	金	額	合計	金	額
上毛新聞	※	1	3,900		3,900	円	
※軽減税率対象				値引き	円		

お知らせ
※12月度の集金は年末の為、通常月より早まりますのでご了承ください。
ASA 桐生新里
所長 内田 宏充
TEL 0277 (72) 1417
群馬県みどり市大間々町大間々239-1

登録番号 T8070001029371

ASA 朝日新聞サードビズアランカー
5区 50番 照会番号 9017

領収証

松井 篤様 2026年 1月分
816-5

銘	柄	部数	金	額	合計	金	額
上毛新聞	※	1	3,900		3,900	円	
※軽減税率対象				値引き	円		

お知らせ
ご不在の際は、当店までご連絡をお願いいたします。お取り置き保管サービスも行っております。
ASA 桐生新里
所長 内田 宏充
TEL 0277 (72) 1417
群馬県みどり市大間々町大間々239-1

登録番号 T8070001029371

ASA 朝日新聞サードビズアランカー
5区 46番 照会番号 9017

領収証

松井 篤様 2025年 12月分
816-5

銘	柄	部数	金	額	合計	金	額
上毛新聞	※	1	3,900		3,900	円	
※軽減税率対象				値引き	円		

お知らせ
本年もご愛読頂きまして誠に有難う御座いました。来年も、本年同様、宜しくお願ひ申し上げます。
ASA 桐生新里
所長 内田 宏充
TEL 0277 (72) 1417
群馬県みどり市大間々町大間々239-1

登録番号 T8070001029371

ASA 朝日新聞サードビズアランカー
5区 51番 照会番号 9017

領収証

松井 篤様 2026年 2月分
816-5

銘	柄	部数	金	額	合計	金	額
上毛新聞	※	1	3,900		3,900	円	
※軽減税率対象				値引き	円		

お知らせ
ご不在の際は、当店までご連絡をお願いいたします。お取り置き保管サービスも行っております。
ASA 桐生新里
所長 内田 宏充
TEL 0277 (72) 1417
群馬県みどり市大間々町大間々239-1

登録番号 T8070001029371

ASA 朝日新聞サービスセンター
5区 50番

照会番号
9017

領 収 証

松井 篤 様 2026年 3月分
816-5

銘 柄	部 数	金 額	合 計 金 額
上毛新聞 ※	1	3,900	3,900 円
			8%対象 3,900円 (内消費税 289円)
※軽減税率対象 値引き			毎度ご購入金額に領収致しました: 令和7年3月28日

お知らせ
ご不在の際は、当店までご連絡を
お願いします。お取り置き保管サ
ービスも行っております。

登録番号 T8070001029371

群馬県みどり市大間々町大間々239-1

ASA 桐生新里

所長 内田 宏充

TEL 0277 (72) 1 4 1 7